

## 第3章

# 資料編

### 凡例

1. 史料のなかで、判読不可能な箇所は□とし、疑義ある箇所には（マ）、推定可能なものには（カ）と傍注した。
2. 史料は原文のまま掲載した。ただし、新聞紙の紙面（複写を含む）より直接引用したものについては、旧字体や変体仮名を適宜現代の表記に改めたほか、1との関係で原文にある□は、◇や■などに置き換えた。また、ルビも原文に基づいているが、煩雑なものや判読できない箇所は省略した。
3. 縦書きの史料は、必要に応じて縦書きのまま掲載した。
4. 本文のなかで文章を省略した場合は、＜省略＞とした。

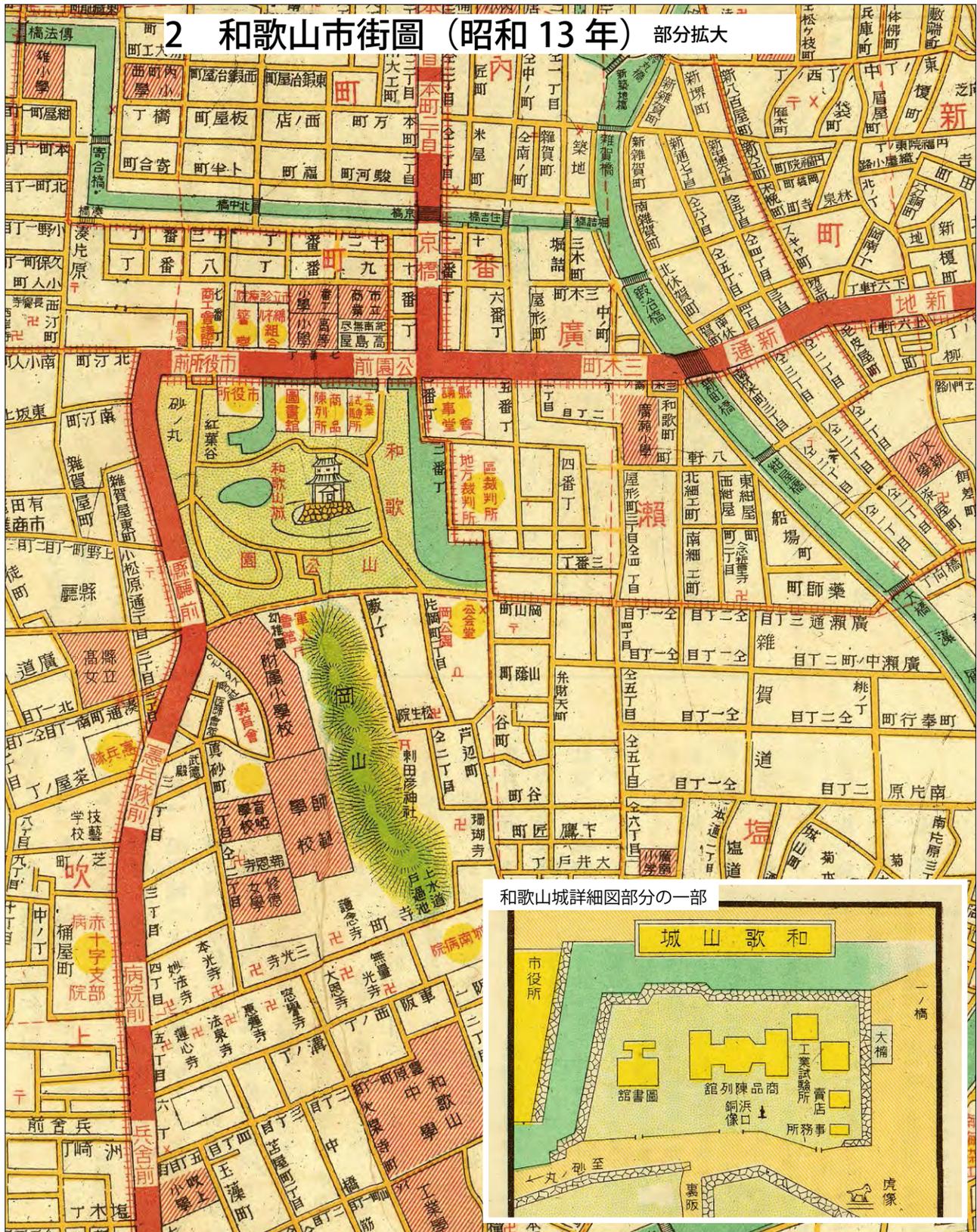
※ 「7 新聞記事」および「8 規則・規程等」は縦書きのため、ページを右から左へ逆順にたどってください。



地図中の数字「9」に工業試験場(本町九丁目)―地図には「工業試験所」と表記、および「14」に輸出綿織物検査所―同じく「綿ネル検査所」と表記―が記されている。

和歌山市附近案内図 和歌山高等小学校共学会／編纂 宮井宗兵衛書店／発行 大正9年4月5日発行、国際日本文化研究センター所蔵 URL [http://tois.nichibun.ac.jp/chizu/santoshi\\_2234.html](http://tois.nichibun.ac.jp/chizu/santoshi_2234.html)

## 2 和歌山市街圖（昭和13年）部分拡大



和歌山（城）公園内に「工業試験所」、北堀を挟んで向かいの七番丁に「綿ネル組合」の表記がある。裏面の説明には「【輸出綿織物検査所】（一ノ橋県庁前停留所ノ中間北側）日本輸出綿織物同業組合連合会支部ニシテ海外ニ於ケル名声維持ノ為ニ厳格ナル製品検査ヲ施シツ、アリ。【工業試験場】（城内物産陳列場隣）輸出向染加工品ノ標本調製及試売品ノ委託加工醸造物等ヲ重要ナル業務トス。」とそれぞれ記されている。

和歌山市街図 郷土教育研究会／製図 株式会社宮井書店／発行 昭和13年10月31日発行、国際日本文化研究センター所蔵 URL [http://tois.nichibun.ac.jp/chizu/santoshi\\_2233.html](http://tois.nichibun.ac.jp/chizu/santoshi_2233.html)

### 3 一般会計 歳入歳出予算決算累年比較 (明治36年～大正9年)

		歳入經常部			歳入臨時部	歳出經常部							
		工業試験場 器機使用料	製造品 売払代	手数料	工業試験場 寄附金	物産陳 列場費	染織改良 費	産業調査 及改良費	工業試験 場費	輸出綿布 検査所費	博物館費	産業博物 館建築費 補助	産業調査 費
明治36年度	予算		3	1,380		2,166							
	決算		—	2,639		2,058							
明治37年度	予算		1,803	1,958		2,096							
	決算		8	4,051		2,033							
明治38年度	予算		303	2,814		2,095							
	決算		83	2,922		2,057							
明治39年度	予算		464	3,426		2,303							
	決算		127	2,567		2,276							
明治40年度	予算		585	2,794		2,319	1,446						
	決算		786	2,031		2,321	1,432						
明治41年度	予算		306	2,637		2,364	1,313						
	決算		238	1,834		2,336	1,312						
明治42年度	予算		559	2,174		2,469	1,381						
	決算		384	1,858		2,330	1,377						
明治43年度	予算		896	1,948		3,119	3,328						900
	決算		295	2,121		2,891	3,325						63
明治44年度	予算		701	2,091		3,304	3,616						1,434
	決算		439	2,697		3,129	3,599						615
大正元年度	予算		672	6,111		3,331	3,834						1,059
	決算		208	7,841		2,806	3,523						555
大正2年度	予算		805	8,107		2,841	3,374						
	決算		383	6,885		2,803	3,124						
大正3年度	予算		804	8,376		2,810		12,086					
	決算		576	6,996		2,616		9,849					
大正4年度	予算		1,454	6,966		2,707		7,583					
	決算		201	7,917		2,416		7,366					
大正5年度	予算		918	7,586	31,786	2,625	5,550	7,218					
	決算		673	13,500	31,786	2,284	5,252	6,687					
大正6年度	予算	200	982	36,398	4,000	2,678	6,304	12,279	9,078				
	決算	4	2,196	19,625	4,000	2,574	5,919	11,750	4,411				
大正7年度	予算	200	1,132	50,566	4,000	2,817	8,139	12,453	21,239				
	決算	—	3,345	48,561	4,000	2,279	7,304	12,046	20,607				
大正8年度	予算	200	1,988	56,745	4,000		10,427	12,339	24,061	3,783	30,000		
	決算	—	2,883	42,675	4,000		9,974	11,012	19,337	3,563	30,000		
大正9年度	予算		1,714	20,498							13,064	30,000	

物産陳列場費 (歳出經常部) 内訳

		歳出經常部					
		物産陳 列場費	俸給	雑給	場費	庭園費	修繕費
明治36年度	予算	2,166	744	445	726	200	50
	決算	2,058	654	444	709	199	49
明治37年度	予算	2,096	744	445	657	200	50
	決算	2,033	708	400	675	199	49
明治38年度	予算	2,095	744	444	657	200	50
	決算	2,057	719	448	640	199	49
明治39年度	予算	2,303	924	413	712	200	54
	決算	2,276	856	455	710	199	54
明治40年度	予算	2,319	840	493	725	200	60
	決算	2,321	825	515	761	158	59
明治41年度	予算	2,364	840	493	831	150	50
	決算	2,336	820	496	803	167	48
明治42年度	予算	2,469	900	556	813	150	50
	決算	2,330	899	546	637	200	47
明治43年度	予算	3,119	1,332	626	911	200	50
	決算	2,891	1,142	604	898	199	45
明治44年度	予算	3,304	1,476	644	934	150	100
	決算	3,129	1,439	587	826	182	97
大正元年度	予算	3,331	612	1,534	934	150	100
	決算	2,806	561	1,359	648	139	97
大正2年度	予算	2,841	504	1,372	765	120	80
	決算	2,803	501	1,354	740	138	68
大正3年度	予算	2,810	504	1,367	739	120	80
	決算	2,616	503	1,264	669	137	40
大正4年度	予算	2,707	504	1,289	714	120	80
	決算	2,416	498	1,203	501	139	73
大正5年度	予算	2,625	504	1,237	684	120	80
	決算	2,284	504	1,173	449	119	37
大正6年度	予算	2,678	528	1,274	681	120	75
	決算	2,574	527	1,288	538	149	70
大正7年度	予算	2,817	561	1,360	698	120	75
	決算	2,279	551	875	689	134	28

染織改良費 (歳出經常部) 内訳

		歳出經常部		
		染織改良 費	俸給及諸 給	雑費
明治40年度	予算	1,446	741	705
	決算	1,432	760	671
明治41年度	予算	1,313	741	572
	決算	1,312	740	571
明治42年度	予算	1,381	809	572
	決算	1,377	805	571
明治43年度	予算	3,328	2,701	627
	決算	3,325	2,698	627
明治44年度	予算	3,616	2,989	627
	決算	3,599	2,975	623
大正元年度	予算	3,834	3,039	795
	決算	3,523	2,745	778
大正2年度	予算	3,374	2,819	555
	決算	3,124	2,580	544

和歌山県議会史 第二巻 付録一  
「予算、決算累年比較」に基づき、  
表中から関係箇所を抜粋。



## 4 県有財産（不動産ノ部）

明治37年 10月調

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
和歌山県病院	和歌山市七番丁5番地、6番地	1,691.360	653.045	
地方測候所	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	31.315	
物産陳列場	和歌山公園内	—	321.500	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	143.000	

明治38年 10月調

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	31.315	
物産陳列場	和歌山公園内	—	321.500	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	144.440	
日本赤十字社和歌山支部へ貸与	和歌山市七番丁5番地6番地	1,691.360	653.045	元県病院

明治39年 10月1日現在

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	31.315	
物産陳列場	和歌山公園内	—	321.500	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	169.690	
日本赤十字社和歌山支部へ貸与	和歌山市七番丁5番地6番地	1,691.360	653.045	元県病院

明治40年 10月1日現在

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	31.315	
物産陳列場	和歌山公園内	—	313.500	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	169.690	
日本赤十字社和歌山支部へ貸与	和歌山市七番丁5番地、6番地	1,691.360	—	元県病院

明治41年 10月1日現在

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	31.315	
物産陳列場	和歌山公園内	—	310.500	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	68.312	
日本赤十字社和歌山支部へ貸与	和歌山市七番丁5番地6番地	1,691.360	—	元県病院

明治42年 10月調

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	37.190	
物産陳列場	和歌山公園内	—	310.500	
農事試験場	海草郡和歌浦町	435.000	70.000	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	169.690	
水産講習所	西牟婁郡串本町	—	73.312	
日本赤十字社和歌山支部へ貸与	和歌山市七番丁5番地6番地	1,691.360	—	元県病院

明治43年 10月1日現在

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男之芝丁4番地	791.900	69.020	
物産陳列場	和歌山公園内	—	312.800	
農事試験場	海草郡和歌浦町	435.000	70.600	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	169.690	
水産講習所	西牟婁郡串本町	—	73.305	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地、6番地	1,691.360	74.300	

明治44年 10月調

使用ノ区別	所 在 地	敷 地	建 物	備 考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	69.020	
物産陳列場	和歌山公園内	—	319.500	
農事試験場	海草郡和歌浦町	435.000	104.110	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	169.690	
水産講習所	西牟婁郡串本町	—	73.305	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地、6番地	1,691.360	74.300	

大正元年 10月1日現在

使用ノ区別	所 在 地	敷 地	建 物	備 考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	69.020	
物産陳列場	和歌山公園内	—	319.050	
農事試験場	海草郡和歌浦町	435.000	108.610	
同 分 場	日高郡御坊町大字島字岩崎 外畦畔二歩	188.000	48.750	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	81.270	
水産講習所	西牟婁郡串本町	—	81.270	
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	—	27.800	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地	1,718.930	74.300	

大正2年 10月1日現在

使用ノ区別	所 在 地	敷 地	建 物	備 考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	69.020	
物産陳列場	和歌山公園内	—	319.500	
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾	3,473.000	286.400	
農事試験場	海草郡和歌浦町	435.000	108.610	
同 分 場	日高郡御坊町大字島字岩崎 外畦畔二畝歩	188.000	48.750	
水産試験場	西牟婁郡串本町	—	183.340	
水産講習所	西牟婁郡串本町	—	76.125	
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	—	27.800	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地	1,718.930	74.300	

大正3年 11月1日現在

使用ノ区別	所 在 地	敷 地	建 物	備 考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	66.040	
物産陳列場	和歌山公園内	借地	319.500	
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾字上ノ段760番地	4,581.000	327.400	
農事試験場	海草郡宮村大字太田字神畔	借地	133.883	
水産試験場	西牟婁郡串本町	借地	241.465	
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	借地	27.800	
第四工区出張所	西牟婁郡田辺町大字上屋敷町字馬場町116番地ノ内	郡役所敷地内	29.000	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地	1,718.930	74.300	

大正4年 10月1日現在

使用ノ区別	所 在 地	敷 地	建 物	備 考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	66.040	
物産陳列場	和歌山公園内	借地	316.050	
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾字上ノ段760番地	4,581.000	410.650	
農事試験場	海草郡宮村大字太田字神畔	借地	134.210	
同園芸部	有田郡田殿村大字井ノ口	借地	47.570	
水産試験場	西牟婁郡串本町	借地	241.465	
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	借地	27.800	
第四工区出張所	西牟婁郡田辺町大字上屋敷町字馬場町116番ノ内	郡役所敷地内	29.000	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地	1,718.930	74.300	

大正5年 10月1日現在

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	66.040	
物産陳列場	和歌山公園内	借地	321.000	借地4,250坪2合1勺
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾字上ノ段760番地	4,581.000	534.650	
農事試験場	海草郡宮村大字太田字神畔	借地	316.050	借地3町9畝21歩
同園芸部	有田郡田殿村大字井ノ口	借地	91.005	借地1町6段歩
水産試験場	西牟婁郡串本町	借地	241.465	借地1,959坪
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	借地	27.800	借地72坪5合
第四工区出張所	西牟婁郡田辺町大字上屋敷町字馬場町116番ノ内	郡役所敷地内	29.000	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地	1,718.930	74.300	

大正6年 10月1日現在

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁4番地	791.900	66.040	
物産陳列場	和歌山公園内	借地	316.050	借地4,250坪2合1勺
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾字上ノ段760番地	4,581.000	672.900	
農事試験場	海草郡宮村大字太田字神畔	借地	321.010	借地3町5反5畝10歩
同園芸部	有田郡田殿村大字井ノ口	借地	91.005	借地1町6反歩
水産試験場	西牟婁郡串本町	借地	241.465	借地1,959坪
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	借地	27.800	借地72坪5合
工業試験場	和歌山市本町9丁目		220.500	
第四工区出張所	西牟婁郡田辺町大字上屋敷町字馬場町116番ノ内	郡役所敷地内	29.000	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁5番地	1,718.930	74.300	

大正7年 10月調

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁	791.900	66.040	
物産陳列場	和歌山公園内	借地	259.550	借地4,250坪2合1勺
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾字上ノ段	4,581.000	693.225	敷地ノ内2,797坪ハ耕作地
農事試験場	海草郡宮村大字太田字神畔	借地	357.010	借地3町5段5畝10歩
同園芸部	有田郡田殿村大字井ノ口	借地	101.005	借地1町6反歩
水産参考館	西牟婁郡田辺町上屋敷町	借地	72.000	借地424坪
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	借地	27.800	借地72坪5合
工業試験所	和歌山市本町9丁目	474.770	220.500	
輸出綿織物検査所	和歌山市七番丁	726.600	494.750	
第四工区出張所	西牟婁郡田辺町大字上屋敷町字馬場町	郡役所敷地内	29.000	
元日本赤十字社和歌山支部病院跡	和歌山市七番丁	992.330	—	和歌山警察署敷地

大正8年

使用ノ区別	所在地	敷地	建物	備考
警察署	和歌山市七番丁	992.330	342.500	和歌山警察署
地方測候所	和歌山市男ノ芝丁	791.900	66.040	
産業博物館	和歌山公園内	借地	143.050	借地4,250坪2合1勺
原蚕種製造所 農事講習所	伊都郡応其村大字名古曾字上ノ段	4,844.000	744.225	敷地ノ内
農事試験場	海草郡宮村大字太田字神畔	借地	375.010	借地3町5反5畝10歩
同園芸部	有田郡田殿村大字井ノ口	借地	121.005	借地1町6反歩
水産参考館	西牟婁郡田辺町上屋敷町	借地	73.500	借地424坪
鯉節製造講習所	西牟婁郡田辺町大字江川	借地	27.800	借地72坪5合
工業試験所	和歌山市本町9丁目	474.770	220.500	
輸出木織物検査所	和歌山市七番丁	726.600	485.500	
第四工区出張所	西牟婁郡田辺町大字上屋敷町字馬場町	郡役所敷地内	29.000	

(和歌山県議会史第二巻 第五章 県有財産 より抜粋)

## 5 職員の推移（1） 明治42年～昭和22年 県職員録から抜粋（関連機関も含む）

※ 第2章では工業試験場及び関連組織の沿革について、従来不明確な事項が多く残されていた創立前後～終戦直後までの期間における、これら組織の沿革を可能な限り明らかにして後世に伝えることを重視した。  
ここでは組織の変遷を知る重要な手がかりとして、県に現存する職員録の中から工業試験場と関連機関等を抜粋して掲載した。年代が飛んでいる箇所は、参照元となった職員録が欠落しているためである。

### ■ 明治42年

#### 第五課

課長	事務官補	佐々木米三郎
商工係	技師	相川 規一
	技師	工業技師
		宇佐美新槌

#### 物産陳列場

場長	事務官補	佐々木米三郎
	主事	物品出納吏
		県出納吏
	書記	吉田安之助
		石山啓次郎

#### 黒江町立漆器学校

学校長心得	黒江町長	勳七	隅田福松
教諭			佐野常栄
助教諭			濱口房楠
			柏木富忠
			荒栄清與門
助教諭心得			岸 要司郎

### ■ 明治43年

#### 第五課

課長	事務官補	佐々木米三郎
	技師	工業技師
		工業技手
		工業技手
		阿部正己

#### 物産陳列場

場長	事務官補	佐々木米三郎
	主事	物品出納吏
		県出納吏
	書記	吉田安之助
		石山啓次郎

#### 黒江町立漆器学校

学校長心得	黒江町長	勳七	隅田福松
教諭			佐野常栄
助教諭			濱口房楠
			竹友重雄
			荒栄清與門
助教諭心得			井田久之丞

### ■ 明治44年

#### 勸業課

課長	事務官補	佐々木米三郎
	技師	工業技師
		工業技手
		工業技手
		阿部正己

#### 物産陳列場

場長	事務官補	佐々木米三郎
	主事	物品出納吏
		県出納吏
	書記	吉田安之助
		矢田佐一郎
		御前清十郎

#### 黒江町立漆器学校

学校長心得	黒江町長	隅田福松
教諭		佐野常栄
助教諭		北谷 亮
		荒栄清與門
助教諭心得		井田久之丞

### ■ 大正5年

#### 工業試験場（県庁構内）

場長	技師	和歌山県技師	相川規一
	技師		葦原秀國

#### 物産陳列場

場長	理事官	豊永狷介
	主事	吉田安之助
	書記心得	
	兼県立図書館書記心得	田代敏彦
	書記心得	丹羽修一

#### 黒江町立漆器学校

学校長	兼教諭	佐野常栄
	教諭	植田房之助
	助教諭	荒栄清與門
		井田久之丞
学校医	黒江尋常高等小学校医	桑原 一

### ■ 大正6年

#### 工業試験場

場長	技師	和歌山県技師	相川規一
	技師	和歌山県技手	葦原秀國
	技手	陸軍歩兵少尉	吉川惣八
			小谷守平
			西濱政七
	書記	県出納吏	

#### 輸出綿織物検査所（県庁構内）

所長	技師	（兼）	相川規一
	技手	陸軍歩兵少尉	
		（兼）	吉川惣八

嘱託技術員  
 税務署技手兼税務署属、  
 和歌山県技手 都司政次郎

**物産陳列場**

場長 理事官 松村松盛  
 主事 吉田安之助  
 書記心得 田代敏彦

**黒江町立漆器学校**

学校長 兼教諭 岡田喜太郎  
 教諭 植田房之助  
 助教諭 荒栄清與門  
 井田久之丞  
 学校医 黒江尋常高等小学校医  
 桑原 一

**■ 大正 9 年**

**産業博物館**

館長 技師 県技師  
 工業技師 葦原秀國  
 工業技手 新井 保  
 主事 吉田安之助  
 書記 和田 実  
 木村英俟

**黒江町立漆器学校**

学校長 兼教諭 岡田喜太郎  
 教諭 中山準太郎  
 書記 菱井伊三郎  
 教諭心得 釜中長楠  
 花盛文次郎  
 安宅政太郎  
 雇 上田正之助  
 清水廣吉  
 学校医 黒江尋常高等小学校医  
 奥 正行

**■ 昭和 6-7 年**

**工業試験場**

場長 地方商工技師 小泉元正  
 地方商工技師 後藤秀三  
 佐原 貢  
 三田村豊  
 商工主事補 秋月健三  
 商工技手 上岡藤市郎  
 瀬沼隆四郎  
 森 茂  
 阿部 憲  
 松田好治  
 商工助手 大垣清一  
 吉田康雄

**商品陳列所**

所長 地方商工技師 葦原秀國  
 商工主事補 吉田安之助  
 和田 実  
 岩崎 実  
 商工技手

**■ 昭和 8 年**

**工業試験場**

場長 地方商工技師 小泉元正  
 地方商工技師 後藤秀三  
 三田村豊  
 佐原 貢  
 秋月健三  
 商工主事補 上岡藤市郎  
 商工技手 瀬沼隆四郎  
 森 茂  
 阿部 憲  
 明石聖一  
 林 英  
 松田好治  
 商工助手 吉田康雄  
 立林英樹

**商品陳列所**

所長 地方技師 地方商工技師 葦原秀國  
 商工主事補 五十嵐重雄  
 和田 実  
 岩崎 実  
 商工技手

**■ 昭和 11 年**

**工業試験場**

場長 地方商工技師 小泉元正  
 地方商工技師 後藤秀三  
 三田村豊  
 佐原 貢  
 秋月健三  
 商工主事補 上岡藤市郎  
 商工技手 森 茂  
 堀 進  
 阿部 憲  
 明石聖一  
 林 英  
 菊川貞雄  
 松田好治  
 商工助手 吉田康雄  
 立林英樹

**物産販売幹旋所**

所長 地方技師 地方商工技師 葦原秀國  
 地方農林主事 和田為次郎  
 地方商工主事 磯本辰一  
 商工主事補 和田 実  
 岩崎 実  
 商工技手 五十嵐重雄  
 貿易事務嘱託 児玉翠静

久保 茂

林業試験場 (県庁構内)

場長 兼	地方技師	梅田治明
	地方農林技師 兼	栗原吉雄
	農林主事補 林務課兼務	木村幸一
	農林技手	高池町駐在 日下部兼道
		高池町駐在 吉田信六
	兼	林務課勤務 大谷桃太郎
	農林助手	高池町駐在 松尾春次
		高池町駐在 三栖元一

木工部 (西牟婁郡朝来村)

	木竹工芸講師	駒澤周次郎
	農林助手	永峰富治
	事務嘱託	籠田又平

■ 昭和 12 年

工業試験場

場長	地方商工技師	小泉元正
	地方商工技師	後藤秀三
		三田村豊
		佐原 貢
		上岡藤市郎
	商工主事補	貴志龍吉
	商工技手	森 茂
		堀 進
		阿部 憲
		明石聖一
		林 英
		菊川貞雄
		松田好治
	商工助手	吉田康雄
		立林英樹

物産販売斡旋所

所長	地方技師	地方商工技師	葦原秀國
	地方農林主事		和田為次郎
	地方商工主事		磯本辰一
	商工主事補		和田 実
			岩崎 実
	商工技手		五十嵐重雄
	貿易事務嘱託		児玉翠静
			久保 茂

林業試験場 (県庁構内)

場長		欠員
	地方農林技師 (兼)	岡本岩太郎
	農林主事補 林務課兼務	木村幸一
	農林技手	高池町駐在 日下部兼道
		吉田信六
	(兼) 林務課勤務	大谷桃太郎
	農林助手	高池町駐在 松尾春次

木工部 (西牟婁郡朝来村)

	木竹工芸講師	駒澤周次郎
	農林助手	永峰富治

■ 昭和 14 年

工業試験場

場長	地方商工技師	小泉元正
	地方商工技師	三田村豊
		後藤秀三
		佐原 貢
		高橋潤二郎
	地方商工技師	近藤勝雄
	商工主事補	貴志龍吉
	商工技手	森 茂
		堀 進
		阿部 憲
		小山照夫
		明石聖一
		吉田康雄
		田村博資
		橙木花子
		山田信雄
		立林英樹

物産販売斡旋所

所長	地方商工主事	磯本辰一
	地方農林主事	和田為次郎
	地方商工技師	五十嵐重雄
	商工主事補	和田 実
		久保武夫
		寺田健治
	商工技手	吉田武雄
	貿易事務嘱託	児玉翠静
		久保 茂

機械工訓育所

所長	地方商工技師	森武 弘
	地方商工技師	升田精一
		高橋潤二郎
	商工主事補	寺口貞一
		貴志龍吉
	商工技手	小林敏郎
		古賀和雄
	雇	栗山美礎一
	事務嘱託	田口慎勇
	教授嘱託	鳥谷矩一
		大坪政一
		岸田義雄

林業試験場 (県庁構内/東牟婁郡高池町駐在事務所)

場長 (兼)	地方技師	森 繁樹
	地方農林技師	高池町駐在 日下部兼道
	地方農林技師 (兼)	岡本岩太郎
	農林主事補	林務課兼務 山下三郎
	属 (林務課勤務)	木村幸一
	農林技手	高池町駐在 北西敏二
	(兼)	林務課勤務 大谷桃太郎
	農林助手	高池町駐在 露口一茂

高池町駐在 山添誠五郎  
 木工部 (西牟婁郡朝来村熊野林業学校内)  
 木竹工芸講師 駒澤周次郎  
 農林助手 永峰富治  
 事務嘱託 福本辨三郎  
 田内篤次郎

■ 昭和 15 年

工業試験場

場長 地方商工技師 小泉元正  
 地方商工技師 三田村豊  
 後藤秀三  
 高橋潤二郎  
 近藤勝雄  
 技手 星 力  
 商工主事補 貴志龍吉  
 商工技手 森 茂  
 堀 進  
 小山照夫  
 山田信雄  
 山路 勇  
 吉田康雄  
 橙木花子  
 谷野吾一郎  
 雇 商工助手

漆器試験場

場長 地方商工技師 古谷豊吉  
 商工主事補 岩橋英雄  
 商工技手 阿部 憲  
 明石聖一  
 立林英樹  
 商工助手

物産販売斡旋所

所長 地方農林主事 和田為次郎  
 地方商工主事 磯本辰一  
 地方商工技師 五十嵐重雄  
 商工主事補 寺田健治  
 商工技手 吉田武雄  
 貿易事務嘱託 児玉翠静  
 久保 茂

機械工訓育所

所長 地方商工技師 森武 弘  
 地方商工技師 高橋潤二郎  
 商工主事補 玉岡正美  
 商工技手 小林敏郎  
 鳥谷矩一  
 古賀和雄  
 栗山美礎一  
 雇 事務嘱託 田口慎勇  
 教授嘱託 大坪政一  
 鶴川千里

林業試験場 (県庁構内 / 東牟婁郡高池町駐在事務所)

場長 (兼) 地方技師 森 繁樹

地方農林技師 高池町駐在 日下部兼道  
 農林主事補 林務課兼務  
 兼農林技手 石橋貞次  
 農林技手 高池町駐在 濱本和人  
 高池町駐在 三栖元一  
 農林助手 高池町駐在 露口一茂

木工部 (西牟婁郡朝来村熊野林業学校内)

農林技手 永峰富治  
 木竹工芸講師 駒澤周次郎  
 事務嘱託 福本辨三郎  
 田内篤次郎

■ 昭和 16 年

工業試験場

場長 地方商工技師 小泉元正  
 地方商工技師 三田村豊  
 後藤秀三  
 高橋潤二郎  
 近藤勝雄  
 森 茂  
 技手 星 力  
 商工主事補 貴志龍吉  
 商工技手 堀 進  
 小山照夫  
 亀田平四郎  
 山田信雄  
 山路 勇  
 吉田康雄  
 雇 真下夫佐子  
 商工助手 中 禎三

漆器試験場

場長 地方商工技師 古谷豊吉  
 商工主事補 武部英雄  
 商工技手 阿部 憲  
 商工助手 立林英樹  
 宮路芳一

商工振興指導所

所長 地方農林主事 和田為次郎  
 地方商工主事 別井延之助  
 地方商工技師 五十嵐重雄  
 小泉元正  
 鶴田茂利  
 古谷豊吉  
 商工主事補 逸見茂一  
 商工技手 都築義清

機械工訓育所

所長 地方商工技師 森武 弘  
 地方商工技師 高橋潤二郎  
 商工主事補 玉岡正美  
 商工技手 小林敏郎  
 鳥谷矩一  
 大坪政一

雇	若井龍水
事務嘱託	田口慎勇
教授嘱託	鶴川千里

**林業試験場**（県庁構内／東牟婁郡高池町駐在所事務所）

場長（兼）	地方技師	森 繁樹
	地方農林技師	高池町駐在 原田盛重
	農林主事補	
	兼農林技手	林務課兼務 石橋貞次
	農林技手	高池町駐在 濱本和人
		高池町駐在 三栖元一
	農林助手	高池町駐在 露口一茂

**木工部**（西牟婁郡朝来村熊野林業学校内）

農林技手	永峰富治
木竹工芸講師	駒澤周次郎

■ 昭和 18 年

**工業試験場**

場長	地方技師	小泉元正
	地方技師	三田村豊
		近藤勝雄
		宮村 実
	属	貴志龍吉
	技手	星 力
		小山照夫
		亀田平四郎
		山路 勇
		山田信雄
		吉田康雄
	雇	真下夫佐子
	助手	的場新三
		近西 順

**漆器試験場**

場長	地方技師	勝山重典
	地方技師	鶴田茂利
	属	長田道和
		逸見茂一
	技手	大原彰三
		村田吉雄
	助手	稲垣信三

**木工部**（西牟婁郡朝来村熊野林業学校内）

技手	永峰富治
助手	面家正次

**和歌山県立機械工養成所**

所長	地方技師	森武 弘
	属	玉岡正美
	技手	小林敏郎
		鳥谷矩一
		大坪政一
	教授嘱託	岡山乙彦
		前田繁吉
	事務嘱託	田口慎勇

**林業試験場**（東牟婁郡高池町）

場長	地方技師	原田盛重
	属	北裏安一
		小池孝吉
	技手	森山 敬
	（兼）	漆器試験場勤務
		永峰富治
	助手	露口一茂
		尾崎幸夫

■ 昭和 22 年 1 月現在

**和歌山県工業指導所**

場長	事務吏員二	瀧口中三
	技術吏員二	三田村豊
		坂本春幸
	事務吏員三	玉岡正美
		○ 土橋 孝
	技術吏員三	鳥谷矩一
		青木信一郎
		山田信雄
		川崎好明
		島田俊作
		雑賀徳夫
		面家正次
		鎌田健一
		○ 岡山乙彦
		○ 高山源之助
		○ 大坪政一
		○ 山路 勇
		(休) 成田哲夫
	雇	須本 茂
		服部 保
	助手	松本虎雄
		波田辰夫
	事務嘱託	廣内溜子
	技術嘱託	金子英弍
		山下 弘

**漆器試験場**

場長事務取扱	事務吏員二	高井利三
	事務吏員二	西村仙次郎
	事務吏員三	寺前義博

**林業試験場**（東牟婁郡高池町）

場長	技術吏員二	松本由友
	技術吏員三	北野正二
		塚田勝海
	助手	中西 昭
		○ 未復員者
		(休) 休職者

## 6 職員の推移 (2) 昭和4年～昭和22年 年報等から抜粋

※ 第2章では工業試験場及び関連組織の沿革について、従来不明確な事項が多く残されていた創立前後～終戦直後までの期間における、これら組織の沿革を可能な限り明らかにして後世に伝えることを重視した。  
 ここでは組織の変遷を知る重要な手がかりとして、当センターに現存する最古のものである昭和4年度から、終戦後における最初のものである昭和22年度の年報等から職員録を掲載した。年代が飛んでいる箇所は、参照元となった年報等が欠落しているためである。また、記載されている職員録の内容は、その年報等によっては当該年度の内容ではなく、発行年のものであったりする場合がある。

### 昭和4年 (昭和四年度五年度業務成績報告)

#### 昭和四年度現在職員

場長事務取扱		迫 静吾
地方技師	地方商工技師	相川規一
	地方商工技師	南方 勝
税務監督局技手	同上 (兼務)	後藤秀三
同上	(〃)	奥田美徳
	商工技手	瀬沼隆四郎
	商工技手兼商工主事補	森 茂
	商工助手	山本 太
	同上	土岐平八

### 昭和5年 (昭和四年度五年度業務成績報告)

場長	地方商工技師	小泉元正
	地方商工技師	三田村 豊
	同上	佐原 貢
税務監督局技手	同上 (兼務)	後藤秀三
税務監督局技手	同上 (〃)	奥田美徳
	商工技手	瀬沼隆四郎
	商工技手兼商工主事補	森 茂
	商工助手	土岐平八
	同上	松田好治
	同上	大垣清一

### 昭和6年 (昭和六年度業務報告)

就職年月日	職務分掌	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	全	佐原 貢
	醸造	全	後藤秀三
昭和7年4月9日	機織	商工技手	上岡藤市郎
昭和4年4月1日	染色	全	瀬沼隆四郎
全	全	全	森 茂
昭和6年8月31日	漆器	全	阿部 憲
昭和4年4月1日	醸造	全 兼商工助手	土岐平八
昭和7年4月4日	庶務会計	商工主事補	秋月健三
昭和5年2月21日	染色	商工助手	松田好治
昭和5年5月17日	漆器	全	大垣清一

### 昭和7年 (昭和七年度業務報告)

就職年月日	職務分掌	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	全	佐原 貢
昭和4年4月1日	醸造	全	後藤秀三
昭和7年4月9日	機織	商工技手	上岡藤一郎*
昭和4年4月1日	染色	全	瀬沼隆四郎
全	全	全	森 茂
昭和6年8月31日	漆器	全	阿部 憲
昭和5年2月21日	染色	全 兼商工助手	松田好治
昭和7年4月4日	庶務会計	商工主事補	秋月健三
昭和5年5月17日	漆器	商工助手	大垣清一
昭和8年4月12日	醸造	全	吉田康雄

\* (上岡藤市郎のまちがいと思われる)

### 昭和8年 (昭和八年度業務報告)

就職年月日	職務分掌	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	全	佐原 貢
昭和4年4月1日	醸造	兼全 (大阪税務監督局勤務)	後藤秀三
昭和7年4月9日	機織	商工技手	上岡藤市郎
昭和4年4月1日	染色	全	瀬沼隆四郎
全	全	全	森 茂
昭和6年8月31日	漆器	全	阿部 憲
昭和9年5月5日	機織	全	林 英
昭和5年2月21日	染色	全兼商工助手	松田好治
昭和7年4月4日	庶務会計	商工主事補	秋月健三
昭和5年5月17日	漆器	商工助手	大垣清一
昭和8年4月12日	醸造	全	吉田康雄

### 昭和9年 (昭和九年度業務報告)

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	全	佐原 貢
昭和4年4月1日	醸造	兼全 (大阪税務監督局勤務)	後藤秀三
昭和7年4月9日	機織	商工技手	上岡藤市郎
昭和4年4月1日	染色	全	森 茂
昭和10年7月1日	醸造	全	堀 進
昭和6年8月31日	漆器	全	阿部 憲
昭和9年7月9日	全	全	明石聖一
昭和9年5月5日	機織	全	林 英
昭和10年4月22日	染色	全	湯川周造
昭和5年2月21日	全	全兼商工助手	松田好治
昭和7年4月4日	庶務会計	商工主事補	秋月健三
昭和8年4月12日	醸造	商工助手	吉田康雄
昭和9年7月21日	漆器	全	立林英樹

昭和10年（昭和拾年度業務報告）

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
同	醸造	同	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	同	佐原 貢
昭和4年4月1日	醸造	兼同 (大阪税務監督局勤務)	後藤秀三
昭和7年4月9日	機織	商工技手	上岡藤市郎
昭和4年4月1日	染色	同	森 茂
昭和10年7月1日	醸造	同	堀 進
昭和6年8月31日	漆器	同	阿部 憲
昭和9年7月9日	同	同	明石聖一
昭和9年5月5日	機織	同	林 英
昭和11年9月1日	染色	同	菊川貞雄
昭和5年2月21日	同	同兼商工助手	松田好治
昭和7年4月4日	庶務会計	商工主事補	秋月健三
昭和8年4月12日	醸造	商工助手	吉田康雄
昭和9年7月21日	漆器	同	立林英樹

昭和11年（昭和拾壹年度業務報告）

就職年月日	担当職務	職名	氏名

昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
同	醸造	同	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	同	佐原 貢
昭和7年4月9日	機織	同	上岡藤市郎
昭和4年4月1日	醸造	兼同（大阪税務監督局勤務）	後藤秀三
昭和12年4月13日	庶務会計	商工主事補	貴志龍吉
昭和4年4月1日	染色	商工技手	森 茂
昭和10年7月1日	醸造	同	堀 進
昭和6年8月31日	漆器	同	阿部 憲
昭和9年7月9日	同	同	明石聖一
昭和9年5月5日	機織	同	林 英
昭和11年9月1日	染色	同	菊川貞雄
昭和5年2月21日	同	同	松田好治
昭和8年4月12日	醸造	商工助手	吉田康雄
昭和9年7月21日	漆器	同	立林英樹

昭和12年（昭和拾貳年度業務報告）

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
同	醸造	同	三田村豊
昭和5年5月6日	漆器	同	佐原 貢
昭和4年4月1日	醸造	同兼（大阪税務監督局勤務）	後藤秀三
昭和12年4月13日	庶務会計	商工主事補	貴志龍吉
昭和4年4月1日	染色	商工技手	森 茂
昭和10年7月1日	醸造	同	堀 進
昭和6年8月31日	漆器	同	阿部 憲
昭和9年7月9日	同	同	明石聖一
昭和9年5月5日	機織	同	林 英
昭和11年9月1日	染色	同	菊川貞雄
昭和8年4月12日	醸造	商工助手	吉田康雄
昭和13年5月11日	染色	同	田村博資
昭和9年7月21日	漆器	同	立林英樹

昭和13年（昭和拾参年度業務報告）

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和5年5月6日	漆工	全	佐原 貢
昭和13年11月16日	化学	全	高橋潤二郎
昭和14年3月29日	機織	全	近藤勝雄

第3章 資料編 / 職員の推移 (2)

昭和4年4月1日	醸造	全 大阪税務 監督局技手	後藤秀三
昭和14年9月22日	色染	技手	星 力
昭和12年4月13日	庶務会計	商工主事補	貴志龍吉
昭和4年4月1日	色染	商工技手	森 茂
昭和10年7月1日	醸造	全	堀 進
昭和6年8月31日	漆工	全	阿部 憲
昭和14年2月10日	機織	商工技手	小山照夫
昭和9年7月9日	漆工	全	明石聖一
昭和8年4月12日	醸造	全	吉田康雄 (応召中)
昭和13年5月11日	色染	全	田村博資
昭和14年5月15日	庶務会計	雇	橙木花子
昭和14年9月19日	機織	商工助手	引間亮一
昭和13年10月21日	化学	全	山田信雄
昭和9年7月21日	漆工	全	立林英樹

昭和14年 (昭和拾四年度業務報告)

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和13年11月16日	化学	全	高橋潤二郎
昭和14年3月29日	機織	全	近藤勝雄
昭和4年4月1日	醸造	全 大阪税務 監督局技手	後藤秀三
昭和14年9月22日	色染	技手	星 力
昭和12年4月13日	庶務会計	商工主事補	貴志龍吉
昭和4年4月1日	色染	商工技手	森 茂
昭和10年7月1日	醸造	全	堀 進
昭和14年2月10日	機織	全	小山照夫
昭和8年4月12日	醸造	全	吉田康雄
昭和13年5月11日	色染	全	田村博資
昭和14年5月15日	庶務会計	雇	橙木花子
昭和14年9月19日	機織	商工助手	引間亮一
昭和13年10月21日	化学	全	山田信雄

昭和15年 (昭和拾五年度業務報告)

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和13年11月16日	化学	全	高橋潤二郎
昭和14年3月29日	機織	全	近藤勝雄

昭和4年4月1日	色染	全	森 茂
昭和14年9月22日	色染	技手	星 力
昭和12年4月13日	庶務会計	商工主事補	貴志龍吉
昭和10年7月1日	醸造	商工技手	堀 進
昭和14年2月10日	機織	全	小山照夫
昭和15年12月3日	色染	全	亀田平四郎
昭和8年4月12日	醸造	全	吉田康雄
昭和13年10月21日	化学	全	山田信雄
昭和15年5月20日	色染	全	山路 勇
昭和16年1月21日	庶務会計	雇	眞下夫佐子
昭和15年7月27日	化学	商工助手	谷野吾一郎

昭和16年 (昭和拾六年度業務報告)

就職年月日	担当職務	職名	氏名
昭和5年5月26日	場長	地方商工技師	小泉元正
全	醸造	全	三田村豊
昭和13年11月16日	化学	全	高橋潤二郎
昭和14年3月29日	機織	全	近藤勝雄
昭和4年4月1日	色染	全	森 茂
昭和14年9月22日	色染	技手	星 力
昭和12年4月13日	庶務会計	商工主事補	貴志龍吉
昭和10年7月1日	醸造	商工技手	堀 進
昭和14年2月10日	機織	全	小山照夫
昭和15年12月3日	色染	全	亀田平四郎
昭和8年4月12日	醸造	全	吉田康雄
昭和13年10月21日	化学	全	山田信雄
昭和15年5月20日	色染	全	山路 勇
昭和16年1月21日	庶務会計	雇	眞下夫佐子
昭和15年7月27日	化学	商工助手	谷野吾一郎
昭和16年11月26日	化学	全	的場新三
昭和16年8月18日	図案課	全	寺下 勅

昭和22年 (昭和22年度和歌山県工業指導所概要)

所長	事務吏員 二級	山口俊三
庶務課	課長	浦田泰正
	事務吏員 三級	澁谷敏治
	事務嘱託	山内亦次郎
	〃	須本 茂
	雇	服部 保
	〃	方 昇之助
	嘱託	雑賀常代
	小使	東 靖子
	給仕	
繊維部	部長	欠員

		技術吏員	三級	川崎好明（機械）
		技術嘱託		田中亮一（染色）
		〃		平野敏三（機織）
		技工		松本喜代子
		〃		出口次子
		〃		赤井美千代
食品部	部長	技術吏員	二級	三田村 豊
		〃	三級	島田俊作
		事務嘱託		廣内溜子
		助手		松尾裕子
化学部	部長	技術吏員	三級	青木信一郎
		〃	三級	山田信雄
		助手		松本虎雄
木工部	部長	技術吏員	二級	坂本春幸
		〃	三級	面家正次
		〃		雑賀徳夫
		技術嘱託		波多野秀治
		助手		山崎 薫
機械部	部長	技術嘱託		金子英弼
		技術吏員	三級	鳥谷矩一
		〃		鎌田健一
		技術嘱託		山下 弘
		助手		橋本卓三
	他に	木工部工員	14名	
		機械部工員	8名	

昭和 23 年 4 月現在

●工業試験場行難

▲県当局の頭痛鉢巻

綿子ル捺染業者を始め綿子ル関係業者の寄附金を基本とし、建設せらるべき県立工業試験場は、愈々年度替りと共、工事に着手せらるべき筈なるが、茲に端なくも一の難関に遭遇して建設行難みの状態となり、昨今県当局は頭痛鉢巻の苦境に陥ることとなり、それは時局の影響による諸材料、主として汽罐、鉄類の暴騰により経費に不足を告げ、既定の予算三万円にては到底予定の設備を完成する能はず、結局約五千円の不足額を見るに至りたること、之に加ふるに建設費の基本となるべき綿子ル業者の寄附金即ち捺染業者より金二万一千円、綿子ル販売業者（繊維業者を含む）より四千円の寄附金中、捺染業者の方は事無きも、販売業者の分は昨今に至り寄附金額纏り難き形勢となり、従つて前記諸材料騰貴による影響を暫く措くも尚且つ建設予算に四千円の不足を訴ふることとなりたることは是れなり、之れが為め一昨七日豊永勸業課長は既記の如く、態々市内主なる綿子ル販売業十数名を県庁に招致し、該寄附金の支出方につき数時間に亘り懇談する処ありたるが、かく膝詰談判となりては何人も表面異議を唱ふるものなきも、中には内心依然として進まざる向無きにあらざる模様にて結局最初

よりの肝煎りたる酒井武兵衛、馬場主計両氏の斡旋にて該四千円の寄附金は近々綿子ル組合役員選挙終了後、各部に於て決定すべき本年度予算金額中、第一部（販売業者）及び第二部（繊維業者）の予算中より支出すること即ち第一、二部の組合員全体の頭に負担せしむることに相談纏りたる由なるも、第二部の繊維業者は捺染を主たる目的とする工業試験場には比較的浅き関係を有する立場に在るを以て彼等同業者の今日迄の態度にすれば果して此の相談通り実行し得らるゝや否や疑問にして部会の予算会議に於て一紛持上るにあらざる懸念さる、若し幸にして無事支出することなるも尚一の問題たる材料騰貴による不足額五千円の補充策は如何にすべきや、今日の情勢と従来の行懸りより見るも、最早此の上関係業者の寄附金を期待する能はず、さりとて県費より支弁することは、昨冬県会の形勢に□するも殆んど不可能に属するもの、如く、殊に某議員より将来を見越して経費不足の慮れなしやと質問したるに對し、県当局は左の心配なしと答へたる関係あり、こは固より当局者が原案の通過を図るの急より出でたる突差□答弁にして深く咎むべきにあらざるも、其の今日の如き結果を見るに至りては当局者は右の答弁に對し、少くとも経費不足追加案の

提出を遠慮せざるべからず、然らば那辺□その財源を求めんとするか、此の点に關し豊永勸業課長は過日來最も苦心を費したるもの、如く、昨今にては漸く其の目算附きたりとして稍安堵の色あり、固より未だ秘密を守り發表せざるも、探聞する処によれば大阪方面の染料商、即ち和歌山の捺染界を大なる得意する営業者より該不足額五千円を寄附せしめんとするもの、如し、右は其の金額よりするも、又昨今に於ける染料業者の所謂成金勢力より考ふるも一見容易なる問題なるが如しと雖も畢竟他人の懐を当にするものにして自己の銀行預金を引き出すが如き性質のものにあらざる、段々既に和歌山の綿子ル販売業者にあり、要するに今日の如き火急の場合に迫り前記二件の寄附問題を惹起し、其の解決に没頭する如きは所謂捕盗絢繩の愚を演ずるものといふべく工業試験場の建設は茲少しく行き悩みの体にあるものと観るべし

（和歌山新報 大正5年4月9日）

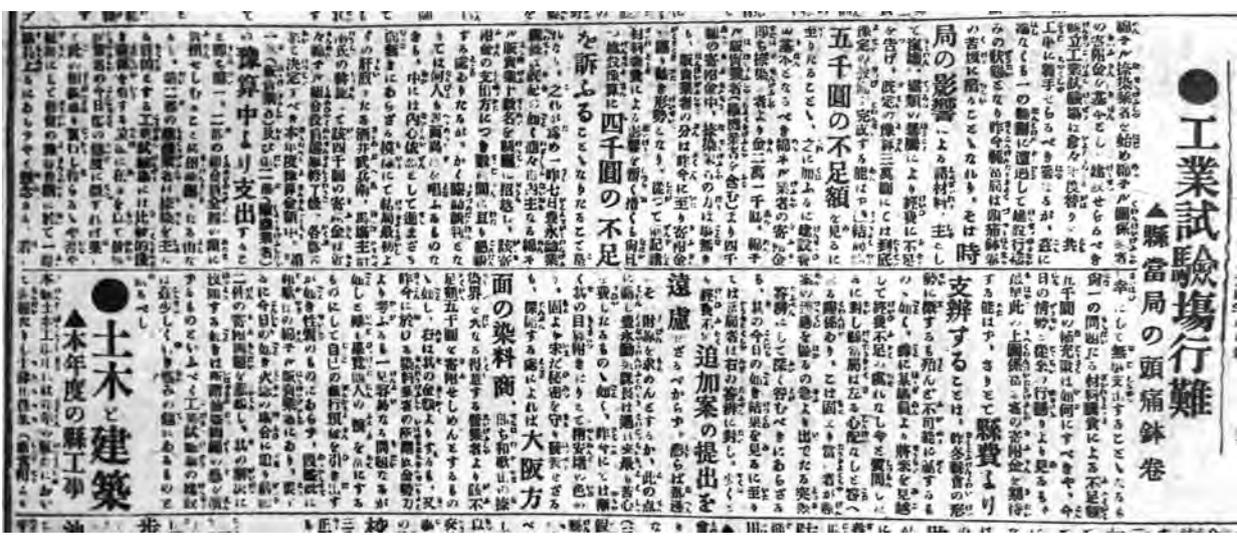


写真5. 和歌山新報 大正5年4月9日（和歌山県立文書館）

# ●工業試験場の使命

△新場長相川規一氏談

和歌山県工業試験場は和歌山市の補助金と綿ネル捺染業者の寄附金とを以て和歌山県に其の経営を託したるを以て県庁□大正四年度末より土地買入につき交渉中なるが一方過日同工業場技師に任命せられたる相川規一氏に対する辞令書は未到着なるも土地の交渉を終り技師の辞令到着せば県は直ちに地均しに着手する都合なり而して相川技師につき聞ところによれば此の試験場の事業は図案と染色に関する試験鑑定を為し以て綿子ル、更紗の標本を造りそれを当業者に配布するを重なる事業とせり其の他一般講習、講話会は依然として開會すること、せり大体綿子ルの不振といふことは原因する所要するに生産過剰に依るものにして生産の過剰は販路を拡張せざるがために生ずる結果なり、故に今回設立せらるべき試験場にては支那、南洋向の綿ネル更紗等の標本を当業者に頒布し当業者より更らに之れを支那、南洋に送付し、其の得たる注文にして少なるものは当業者の依託によりて試験場は其

の製織を為し大なる注文あれば輸出協会に託して当業者を集めて入札に附して製造せしむること、為し製産せる綿子ル又は更紗類は必ず此れを試験場に提出せしめて厳重に検査を為すこと、すべし、亦試験場にて製造せるものは要せし染料の価格、生地価格、加工手数料等総計算を明記して此れを当業者にのみ配布し此れによりて製産せしむる都合なり随ふて試験場は安直なる染料即ち褪色し易き所謂粗製品は決して製造し得られざること、なるべし、即工業試験場は県産綿子ル、更紗等の製産に就ての、模範を示す使命を有す最も試験場にて製造し又は検査する品は悉く内地移出品にあらずして海外輸出に限らるるものなり、試験場は前記織物の生産と検査を主とするものなれども附属事業として従前より為し来れる事業即ち縮木綿の改良、タオルの製産等につきての質問に対して実地に此れが生産方法と染色方法を示すこと、せり尚ほ染料中日本において到底製造し得ざるべしと思へるハリザリン染料は九州三池炭礦にてガスタールによらず石炭タール

即ちコークスタールによりて製造せられつゝあり、尚ほ人造藍も近頃東京において製造せられつゝありと聞く、併し此等染料の普ねく需用せらるる、までには尚ほ幾年を要すべしと雖も其の間には此の外染料も続々製造せらるべく近時航路稍安全となり染料は亦輸入せらるべしと雖も、それは瑞西染料にして此れが供給は亦普遍的のものにあらざるべし何れにしても日本において続々染料の發明製産せらるゝに至れるは業に染織にあるものはいふまでもなく大に幸福を感じると同時に斯界の前途に対し樂觀すべしきなり云々

(和歌山新報 大正5年4月6日)

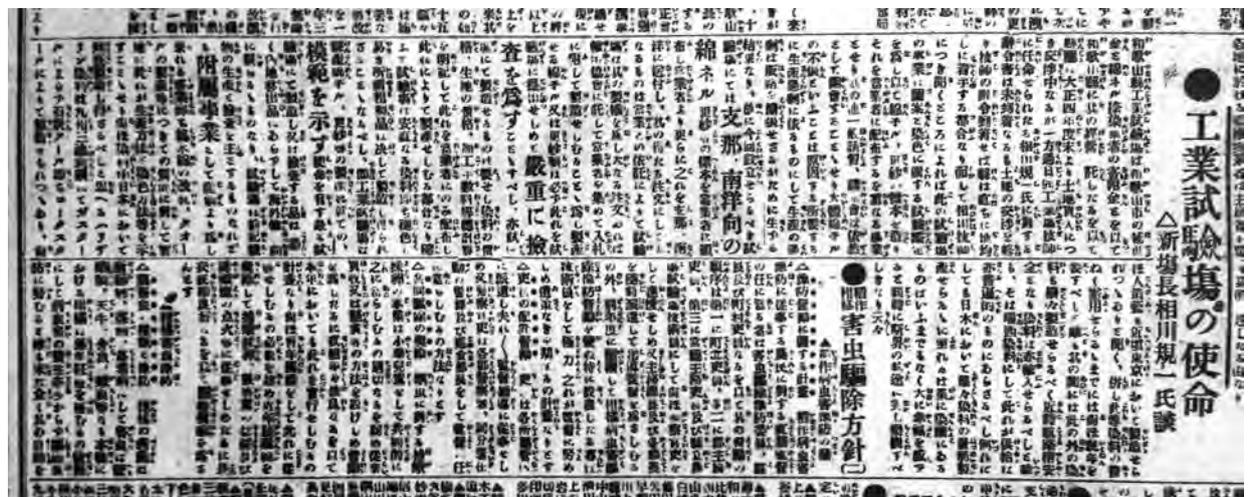


写真6. 和歌山新報 大正5年4月6日 (和歌山県文書館)

ふるものとし

◇不合格 甲は冷水に堪ふる外他には堪へざるものでは全部堪へざるものとす

▲綿織物の検査は大要以上二標準によりて決せらるゝものとす而して泉輸出綿布検査所は十一月中旬に事務室の工事に着手し中旬には検査室荷作室の工事落成十二月中旬に器械据付を卒へ一月迄に検査開始の準備を整へ二月事務室工事落成二月十一日紀元節を以て落成開所式を挙げ愈

二月十五日より検査開始を行ひ茲に本県綿花は内地本位を去つて輸出本位となるの基礎を固めんとするものなり

(大阪朝日新聞 大正6年11月10日 紀伊版)

●綿布検査国庫支弁建議案

本県郡部選出代議士隅田豊吉、中村啓次郎、児玉亮太郎三氏は輸出綿子ル検査所費を国庫支弁とせんとて一月廿三日を以て岡崎邦輔氏外議員三十二名の賛成を得て建議案を衆議院に提出したることは既報の如くなるが建議文案左の如し岡崎邦輔氏の賛成側となりたるは政友会院内総務たるの故を以て差支ある為めなりと

▲輸出綿織物検査所設置建議案

戦局拡大の爲め交通運輸の不便を来してより従来東洋及南洋方面に供給したる欧米の貿易品は殆んど之を吾

この「新聞記事」は197ページが最初です

国より輸出するに至れり、就中綿織物は最近機業の発達と共に海外の需要益々増加し其年額五千万円以上にして輸出貿易品の二三位を占むるの盛況に達す、然りと雖も吾生産者中商業道德の觀念乏しき者あり往々粗製濫造の非難を蒙るは帝国貿易の前途寒心に堪へざるなり故に政府は速に輸出綿織物検査所を適當の地に設置し粗製品を防遏すると同時に大に製品の改善を図らしめ以て戦後這好市場を失わしめざるは最も急務なりとす

右建議す

▲此の書翰は二十四日和歌山捺染綿布輸出協会長渡辺綱五郎氏に宛て送り越されたるを以て渡辺会長より直に左の依頼書を前記代議士に致せり

前略輸出綿織物検査所国庫支弁の建議案御提出被下候段綿織物産地たる本県当業者も大に希望する処に御座候恰かも当協会の通常総会開会の機会に於て貴下の御尽力被下候件報告仕り候処全員非常に貴下の御尽力を感謝致居候何分とも向後の御尽力御願申上候云々 (大阪朝日新聞 大正7年1月28日 紀伊版/神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫商品検査(1-151))

●綿ネルだけでは大発展は難しい

力織機や綿絲機を備へつけ、工業試験場が指導

久しく不況に悩む和歌山織物業界に近く輝かしい大改革が起されんとしている―県工業試験場では、最近小泉場長自ら指揮のもとに和歌山織物同業組合内に新試験場の建築に急いでいるが、同場内には力織機(両側四丁、巾五十四センチ)一台のほか、高速度管巻き機・繰返し機・綿絲機などが設備される、これは従来和歌山の織物といへば綿ネルで代表されている如く至つて種類が少なく、また特徴のある織物がなかつたが、工業都市の和歌山として将来世界各市場へ発展進出すべく、また一面不況対抗策として種々様々な織物を作り各業者を指導しようといふのである、右につき小泉試験場長は語る

「在来、和歌山には設備の關係で数多くの織物は出来なかつたが、例へば今回の日印通商条約廢棄問題の如きものが起つた場合、綿ネルが忽ち打撃を蒙るやうなことを避けるため、指導の任に當る当試験場で研究を重ね、各業者にも織らせて業界の躍進をはかりたいと思つている、機械は大体六月中旬にすえつけを終る予定である」

(大阪朝日新聞 昭和8年5月25日付 和歌山版/和歌山県史近現代史料七 p.85)

染綿布輸出協会は、昨年和歌山市本町九丁目に設立し

本年度より事業を開始せる和歌山県立工業試験場に於て試験したる結果を其協会員に伝達し、両々相俟つて斯界の向上を期するものなるを以て市は輸出協会に対し今後五箇年間に二万円の補助を交付するに決定し前年既に第一回二千円の補助を交付したるが、大正六年度分補助金四千円交付申請を今回提出し来れるに依り市は直に其手続を終へて之を交付したるが今回協会に於ける大正六年一月より同年六月に至る事業経過を聞くに左の如し

大正六年一月より三月までの間は殆ど無事にして三月に入りて神戸の鈴木商店より濠洲方面に輸出すべき白綾又は色無地綿子ルにつき多少の注文あり、今回は値段の折合を見たるを以て契約成立せり、次で六月に至りて前記鈴木商店より矢張り濠洲向無地並に捺染綿子ル数口の注文ありて之を協会員に仲介したるが値段の引合はざるため契約成立を見るに至らざりき、尚ほ海外の商況に就て鈴木商店の濠洲支店主任の語る所に依れば捺染又は無地綿子ル何れも売行かざるにあらざるも此の時機に於て漸く綿糸綿布の値段の投機的に高騰し来りたるため勢ひ製品高価となるを以て引合はざるより契約することを得ず、然れども将来に對する予想よりせば綿糸綿布の値段の一定するに至れば濠洲方面に向つて続々輸出すべき見込十分なりと

(大阪朝日新聞 大正6年10月28日 紀伊版／神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫 綿織物業(2-009))

### 輸出綿布検査標準

△検査は二月十五日開始

▲時局が和歌山県の産業に最も著るしき影響を与へたるものは輸出綿布の発達はれなりさらでだに紀州綿子ルは和歌山県産の大宗年産額千万円を唱へたるもの時局以来更に南洋、印度、支那方面への輸出激増し昨年来の如きは内地本位を転じて輸本位とするの盛況を呈し従つて在来一定の期間操業し其他の期間は殆ど閑散にて休業の状態にありし機織界は一年三百六十五日間断なく之に従業するの活況を示すに至れり此好況を永遠に持続して国富を増進せんとし和歌山県は戦後経済の発展策として先づ此の方面に着手し本年四月輸出綿織物検査規則を公布し検査方針の概要を当業者に示し更に十一月検査規則の一部を改正し更に当業者中の有力者三十五名を委員とし県と交渉妥調の上同施行細則を制定し極めて円満なる態度と共に当業者と一致して綿織物の改良を企て輸出を増進する事とし同施行細則は十一月九日県告示第三百四十七号を以て公布せり

▲内容極めて広汎なるも要するに同施行細則は曩に本則に於て製品は合格不合格の二種に分ち合格は之を特等、一等、二等の三階級に不合格は甲乙の二階級に分ち、而して合格品には夫々相当の證と長幅、量目を明細に記載し不合格には不合格の證を附するのみにて別に長幅量目を記載せず但し甲は一反に之を附するも乙は二ヤール毎に不合格證を附するものとすと示せるも何を一等とし何を特等とし又何を不合格とするか未だ標準を示さざりしが、施行細則は其の検査標準と及受検の手続を明示したるに外ならず内最も重要な

検査標準にして左の如し

◇合格 は特等、一等、二等の三階級に分ち

▲特等 は布質製織染色加工及表示すべき瑕疵、汚染、胴切共に完全無欠にして欧米産の優品に比し遜色なきものを称し

▲一等 は布質は別に定むる所の密度又は重量を有するもの製織は織疵軽微なるもの、染色は染疵軽微にして別に定むる所の堅牢度を有するもの、加工は起毛斑なく整理所要の工程を経たるもの、表示すべき瑕疵汚染胴切一箇所程度のもの

▲二等 は一等と異なる所は製織に於て織疵不合格に至らざる程度のもの、及表示すべき瑕疵汚染胴切に於て二箇所程度のものとし其他は一等と同標準によるものとす

◇不合格 は之を甲乙の二階級に分ち

▲甲は布質に於て糊付程度過度なるか又は組織著しく粗悪なるもの視織は織疵甚しきもの、染色は染疵甚しく又は湯洗ひに堪へざるもの加工は起毛又は整理不良なるも使用に堪ゆるもの、及表示すべき瑕疵 染胴切三箇所以上の程度のものとし

▲乙は全然使用に堪へずと認めたるもの或は不正品と認むべきものを称す

即ち合格一等二等の大差なきは一等は製織に於て力織機を以て製織したるものを標準とし二等は手織品を意味するものにして随つて染方の成績によりて又力織手織といへども一二等の地位を転換する事なきを得ざるべし、尚之に附帯して重要な染色堅牢の標準は◇合格 特等は石鹼液、酸液、沸水冷水に堪ふるものにして一等も之と異なるなし二等に至つては石鹼液又は酸液の何れか一方に堪ふるもの及沸水冷水とも之に堪

始さるゝに至るべく、前年に比し一箇月遅れたり、染料不足の爲採業困難なるも内地製染料、天然染料を以て之に充つべく、且経済的に之を使用し居ればさして打撃を受けざるべきも鮮明色のものは到底行ひ得べくもあらず、自然色柄等は地味なるを免れざるべし

◇要するに機織界は新に南洋印度向輸出製品にて活氣を呈し綿子ルも順調に経過しつゝあり、随つて職工等の収入多く、蚊帳の如きも本年の如く売行良好なりしは従前に於いて多く見ざる由にてしかも顧客の多くは職工なりと(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年5月25日 紀和版)

●工業試験場着手

大正五年度新事業として波瀾を極めたる県立工業試験場は愈設計作製し十二日入札に附して直に工事に着手する事となりたり(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年8月6日 紀和版)

●工業試験起工

県立工業試験場は九月五日より愈起工することゝなれり(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年8月27日 紀和版)

●綿ネル見本送付

和歌山捺染綿布輸出協会に於ては県立工業試験場に於て製作したる見本を各国へ提出する筈なるも本年は試験場の設備完成せざるため先づ協會員の製造したる見本を各国へ送る事となり此程来蒐集中のところその大体は事務所へ集まりたるを以て顧問豊永前勸業課長は之を携へ十六日神戸へ向け出発したる由(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年9月18日 紀和版)

●捺染綿布輸出協会の意匠図案募集

捺染綿布輸出協会新事業と補助

本県特産物たる綿ネル更紗の輸出品意匠図案は、従来市内工場技術員において経験乏しきを以て適當の考案を為すものなく、商品の拡張上甚だ遺憾なり、即ち意匠の如何は経験上至大の關係を有するを以て、和歌山捺染綿布輸出協会に於ては明年度の特別事業として左の方法に依り

- 一、意匠図案募集(支那南洋向)方法
- 一、全国一般より募集す
- 一、審査の結果により一等より三等までに授賞す

一等賞金百円 二等賞七十円 三等賞三十円

右に要する費用として金五百三十円、此の内訳三百三十円賞与賞金、百円審査費、残額通信運搬其の他諸費、公募し図案の参考とすべき計画を起し、特別補助を支給されたき旨県庁に申請し、又協会において綿ネル並に更紗販路拡張のため支那南洋に視察員を派遣し見本の蒐集と販路調査に従事せしむべき計画あるも、本年は経費の關係上遺憾ながら着手する事能はざ

るに依り派遣員派遣を見合せ、神戸鈴木商店に交渉したる結果左の各支店員に頭書の報酬を交付、協会見本を配布して注文の取纏を為さしめ、一面該地方における嗜好に適する見本を蒐集せしむることに協約なりたり、而して右の事業は県立工業試験場標本の製造を待つて之を行はんとするは聊か商機を逸するの虞れあれば、当業者間において製造し、適當と認むべき見本数十種を送付したりと、而して従来鈴木商店にては綿ネル更紗の売買を為さざりしも交渉の結果、右の方法に依り一二年の間取扱はしめ、而して有望と認むるときは新に売買事業を開始し一手販売をも引受くべき筈なりと

方法

- 金三百円 上海 北村和三那、漢口 篠原祐
- 喜、英領香港 古川信造
- 金一百円 朝鮮京城 小山庄三
- 金二百円 大連 西川芳太郎、青島 金子慶次
- 金一万円 南洋新嘉坡 篠原正次

外に見本買入費約金五百円

右両件に対し、今回知事より見本蒐集及び販路調査費の件聞届けられ、三百円の補助金を支給せらる旨指令ありたり

(和歌山新報 大正6年2月6日付 / 和歌山県史近現代史料七 p.696)

●綿布輸出協会事業

県重要物産たる捺染綿子ル更紗及其他の綿織物の輸出を奨励し斯業の振興を図るを以て目的とする和歌山捺

依頼したが、夫れは大分出て来て居る、此の種のものには頭を悩ましたものもあり、或は簡単に器用に出て居るものもあり、何しろ勘からず参考ともなるもので、之を陳列して、一面発明心を助長せしめたいと思ふ、由来市の勸業事務といふものは、上に県庁あり民間に商業会議所あり、両者の間に介在して、稍もすれば両方で頭を打つのである、夫れで事業をせんとするには絶えず両者へ照会せねばならぬ殊に

◇勸業事務 彼の係と異ひ、他の係ならば、外からは持つて来るもので仕事をするのであるが、勸業事務になると、何か仕事をするには自分から外へ持つて行かねばならぬ、而して夫れが果して積極的に市の利益を増進するを得るや否やといふを確めて掛らねばならぬこと、すれば夫れは容易なことではない、要するに其市産業の根本方針を確立して掛らねばならぬ、茲に於てか大正五年度は勸業係創設の時代として、先づ此の調査及視察を一箇年続け、其の得たる材料によつて勸業委員にも交渉し、執る可き道、進む可き方向を定めねばならぬと思ふ云々(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年4月24日 紀和版)

### ●重要物産組合近状

(県下重要物産同業組合の近状左の如し)

和歌山)

◇湯浅醤油 大正二年度より醸造試験場を設置し諸種の試験を行ひまた特に種改良の目的を以てこれが製造をなし組合員に配布し其の効果見るべきものあり其の麴費に対し年々県より百円、有田郡より五百円内外の

補助金を交付しつゝあり

◇黒江漆器 膠下地法は不完全なりしを以て改良を行ふ為フオルマリン液の使用を奨励し明治四十四年度より四十五年度まで年々県費三百円内外の補助を得て実行し今や組合員全部之を使用するに至れり又組合の附属事業として漆器意匠会を設立し斬新なる意匠の研究に努め成績頗る見るべきものあり県は此事業に対し年々百円の補助金を交付しつゝあり

◇紀州ネル 明治四十年県費一千元を補助し専門技師を設置せしめ製品検査を行はしめしも非難続出し半年余にして中止するの己むなきに至り剩へ組合解散を決議するの状況に陥れりされど主務省に於て之を認めず不振の間に今日に及べり。本年一月組織改造をなすに決し従来の地区別を改めて業体別とし組合員中斯業に無関係の両織肩掛等の営業者を除き代ふるに密接の關係を為すに起毛および浸染業者を加入せしむること、し定款に根本的改正を加へ既に認可され斯業改善の緒に着けり

◇紀州製傘 主として番傘を製しめたが細物製造の有利なるを認め四十四年他地方より技師を聘し当業者をして製造法を修得せしめたる結果其の産額を増加するに至れり

(大阪朝日新聞 大正5年4月27日 紀和版)

### ●工業試験場竣成期

和歌山工業試験場は其の建築地を和歌山市元寺町の北端に撰定し、既に敷地の買収を了したるを以て、近く

地均をなし建築に着手すべきが、右工事は十一月ならでは竣成せざるべく、従つて事業の緒に就くは十二月初旬なるべしと

(大阪朝日新聞 大正5年4月30日 紀和版)

### ●和歌山市の機織界

◇和歌山市に於ける綿子ル製織は昨冬来好況を持続し例年ならば十月頃を以て休止状態に入るを常とせるに拘らず綿物、尺六子ル、綿捺染等製織引続き行はれたり、殊に寧波布、柳條布の製織は最も盛にして是等は主として手織機を以て製織されつゝあるが需要多く既に七月迄の製織契約成立せる由にて為に家内工業は頓に勃興し、市外を始め紀北部の農家にては婦女子の事業として之を行ひ居れり、織弱き女の腕にて一日一円の収入を得るもの少からず、斯の如きは従来見ざる所なりと

◇是等製織品は主として支那、印度、濠州等に輸出されつゝあるが、売行頗る好望にて活気を呈し、近く濠州シドニーより同地の商人渡来して市内工場を視察すべしとの報あり、全く戦乱の結果にて同地向欧州方面よりの輸入杜絶したるにより本邦品を需要するに至りしものなるが輸出品中には粗製濫造のもの少からず随つて信用を失墜し、今日の好況を持続し難き嫌ひあるを以て当業者間に製品検査を行はんとの議行はれつゝあり

◇更紗の製織又勃興の兆あり春米市内二三の工場にて之を製織し居れるが成績良好なる如し

◇綿子ル中、模様捺染は六月初旬頃より弗々操業を開

は当に

最近特筆すべき現象

たるを失はずといふべし、則ち一の問題は先づ解決せられたる也、次に来るべき第二の問題は如何にして此の好況を持続し更により多く発展せしむるかに在り、然らば其の

製品改良に就て

如何にすべき歟、県勸業課長豊永猶介氏を訪うて其の意見を叩きたるに、同氏の談に「刻下綿子ル製品改良の急先鋒として最も意を致さざるべからざるは漂白法の改良是れなり、由来本県に於ては綿子ルの主産地なるにも拘はらず、漂白方法極めて不完全にして多く小規模の工場に依つて僅少の時間に之を行ふことゝて到底純白を期する能はず、斯くの如くは純白を要件とする輸出品の将来に対し憂慮に堪へず、尤も和歌山染工合名会社の如き稍理想的漂白を行ひつゝありと雖も、全般の需要に應ずる能はざるものなれば、此の際当業者が一致協力して、一大漂白工場を設置せられん事を望まざるを得ず、曾て県技師の調査する所によれば、該工場を設置するには十七万円を要すとの事なるが、当業者が此の機会を以て発奮努力、一日も早く本工場の設置を見るに至らん事を切望に堪へざる也」と(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年3月26日 紀和版)

●工業試験場位置決定

大正五年度和歌山県の新事業として県会の波瀾を惹起したる県立和歌山工業試験場の位置選定中、愈和歌山

市本町九丁目第一綿子ル会社と高野寺との中間なる畑地四百坪に之を建設することに決定し近く工場、事務所標本室、倉庫等の建築に着手する筈(和歌山)

(大阪朝日新聞 大正5年4月8日 紀和版)

●渾沌たる市勸業

◇奮発して七百元

渾沌たる市勸業、奮発して七百元、事実其の通りであるから堪らない、昨年迄は市の勸業事務といふものは、庶務課に隷属して、予算僅かに百五十円、各地物産共進会、展覧会に出品を奨励する為に運賃を補助する位が関の山で、事務としては出品奨励や、各種生産統計をパチリパチリと行つた位のもので夫れでは市の勸業事務といふものは挙る筈がない、何でも之を改良せねばならぬといふので、大奮発で昨年八月ヤット庶務係から分離して、単独に

◇勸業係は新設 されたものだが、金がないので、此の三月迄は次年度の評定に暮れて仕舞つた、漸く勸業係として振ひ立たうとして多少手を着けかけたのは此の二十日程前からだ、工業都市を以て自ら任ずる和歌山市としては実に心細い次第である、しかも予算は七百元、尤も事務の範囲からいへば工業試験場の補助四千元はあるが純粋に勸業費として挙げれば七百元、蓋し全国都市中でも宜い方ではない、宜い方ではないから無論悪い方である振はないお仲間入りである、どういふ事をして居るかといふと、全くの創始時代で、天地渾沌、漸く手探りを入れて何か掴んで見たといふ位のものだ、右に就て浅井勸業係長は語る、大

正五年度に於ては調査費として二百八十一円六十銭、視察費として二百六十八円七十五銭、外に奨励費として百五十円都合七百円である、調査は主に事業を定めて成る可く何か仕事を為す方面に近い取調べをする、視察の方は假令ば和歌山市の重要物産たる綿子ルとか酒とか、或は足袋、傘、建具、木材、斯ういふもの、販路如何を視察する、他府県の市場へ入つて、其地の嗜好に適するや否やを調査する一例を曰へば綿子ルの如きでも、或は比較的永く継続して、販路有望なるものもあれば、或は一時嗜好に適しても直に廃れて仕舞ふものもある、是等を実地に視察し調査して、一は当業者の参考に資し、一は事業を設計する材料に供したのである

◇此の方針の下 に大正五年度は進まうと思つて居る、何分にも創設の時代であり、経費は少いから叙上の方針を以て進むと共に、一方では勸業係の施設として、初めは小規模ながらも参考館を拵へたいと思つて居る、夫れで各府県の重要物産で、和歌山市の商工業者の参考になり得る品を各当業者から貰つて蒐めて居る、現在に於て、二三十品ばかり寄贈されて居る、尚一つは領事館へも照会して、假令ば綿子ルならば、今先方で流行して居る品物を選択して其の見本を此方へ送つて貰ふことにして居る、夫れは是れ揃ふこととなれば勸業係の隣室に、陳列館を設置する筈で、目下設計中である。遠からず出来るであらうと思ふが竣成の暁は、周く当業者を案内して、參觀に供し、陳列品に対しては十分批評も請ひ、種々考究もして貰つて市産業の発展に資したい考へである、其外に

◇専売特許品 新案登録品中市産業に対して参考となるものを選抜して、各發明者に向つて見本の寄贈を

## ●来り叩け然らば門は開かれん

■我輩は来い〜主義

豊永和歌山県勸業課長談

◇化学工業の勃興と共に昨今県勸業課に対し照会し来るもの多きが、是れ喜ぶべき現象也、従来技術員の説く所を以て机上の空論となし、耳を假さざるの傾向ありしが、近来の如く県勸業課と当業者と接近し来り、官民一致斯業の発達を促進せんとするの機会を得たるは幸ひ也、余は来い〜主義也、従来の如き敬遠主義は絶対に排除せられんことを望むもの也

◇県勸業課と当業者と接近して、効果を挙げたるものは従来と雖も少なきに非ず、其の二三を挙げれば

一、凍豆腐業 凍豆腐を漂白する方法は兵庫県に於て夙に行はれつゝあり、凍豆腐の代名詞に、高野豆腐とさへ用ひられつゝある先進地たる本県に、此の方法の行はれざるを遺憾とし、県は相川技師を兵庫に派して視察せしめたり、勿論薬剤等は之を秘密にせるも、大体の想像を得、帰来腐心研究の結果、該方法を発見し、且衛生上些の遺憾なきものを案出したれば、直に葛城凍豆腐同業組合に該方法を指導し多大の利益を獲得するに至れり、尚凍豆腐を氷結せしむる場合、温度の關係上、腐敗を来し、年々少からざる損失を招けるを遺憾とし、相川技師は更に研究の結果、此の腐敗を

防止するの薬剤をも発見し、之を葛城組合に於て実行したるに成績良好にして、本年の如く近年稀なる暖気に会い乍ら、腐敗の損失極めて僅少なを得たり是れ葛城組合が克く県の指導に従はれしに因れり

二、苛性曹達 戦乱の影響に依り苛性曹達も暴騰し、南海晒粉会社の如き非常に苦心したるが、相川技師は従来と異なる方法を以て安価に之を製造し得る方法を発見し、当業者を利せしめたり

三、醋酸石灰 醋酸石灰の製造も多年奨励したる結果大に発展し来りたるが、偶戦乱の為に益勃興し、空前の盛況を呈せり、尚研究改良の余地少からざるを以て県郡当局当業者は互に接近し、一層改良に努め山林の濫伐に陥らざる限り大に製造に努めんと欲す

四、枸橼酸製造 枸橼酸製造方法も農事試験場に於て可及的研究をなしたるを以て出来得る限り實地指導せん方針なり、希望者は申出でられんことを望む

◇其他農業 畜産、水産、養蚕等も、細に之を調査すれば技術員の力に依りて指導啓発し、利益を収めたるもの決して尠からざるべし、今回の好傾向を益助長して、官民一致、国産発達に努力したきもの也(和歌山) (大阪朝日新聞 大正5年2月28日 紀和版)

## ●工場界の新現象

Ⅱ多年の宿題解決

戦闘力は既に整へり、何くんぞ出で、闘はざる、是れ和歌山市綿子ル界の状態たりし也、市井に林立する煙筒数百、宛然南海のマンチエスターを以て自任する和歌山が、其の主産物たる綿子ルの操業期間は僅に半箇年にして残余半箇年は休止の状態に在り、斯くの如きは工場経済の点より曰ふも和歌山市刻下の解決せざる可からざる急要問題として、県市当局及当業者は之が救済に関し頻に腐心したり、昨冬の和歌山県会に波瀾を惹起したる工業試験場問題も是れより起り、而も未だ其の善後の策成らざるに當りて

外来的に之を解決

せんとするに至れり、則ち欧州戦乱以来輸出品の噸に増加せる事は是れ也、和歌山県に於ける綿子ルは従来主として内地品を製造し、輸出品に對しては力を注ぐもの極めて少数にて、微々たるものなりしが、時局以来、忽ち海外の需要増加し、好況を呈し或は未だ曾て製造せざりし英子ル式のものも本年に入つて熾に製織せられつゝあり、更紗の製造も噸に増加し、需要極めて多き状況にして延いて従来半年間の操業に甘んじ居たる和歌山市の工場は、茲に多年期待したる年中操業の希望を実現するに至れり、是れ和歌山県機織界に取りて

した。

〔平成元年3月31日 和歌山県規則第15号〕

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成元年三月三十一日

和歌山県知事 仮谷 志良

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和六十三年和歌山県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

△省略▽

第三章第三十五節の節名を次のように改める。

第三十五節 工業技術センター

第百三十三条、第百三十一条及び第百三十二条中「工業試験場」を「工業技術センター」に改める。

第百三十三条第一項を次のように改める。

工業技術センターに、次の課及び部を置く。

総務課

情報企画部

繊維木工部

化学食品部

機械電子部

第百三十三条第二項中「工業試験場」を「工業技術センター」に改める。

△省略▽

※ 和歌山県行政組織規則は県庁全般にわたる広汎な内容であるため、工業試験場から工業技術センターへの名称と所内組織の変更に関する部分のみを抜粋した。  
なお、これ以降の工業技術センターの組織変更については同規則の改正によって行われるが、煩雑を避けるためこの掲載はこの平成3年3月の改正までとした。

（この「規則・規程等」は213ページが最初です）

〔昭和63年3月31日 和歌山県規則第19号〕

和歌山県行政組織規則

目次

〈省略〉

第三十五節 工業試験場

(設置)

第三百十条 工業の振興と工業技術の向上を図るため、工業試験場を置く。

(名称及び位置)

第三百十一条 工業試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
和歌山県工業試験場		和歌山市	

(所掌事務)

第三百十二条 工業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 繊維工業、染織工業、木材工業、食品工業、化学工業、機械金属工業、高分子工業及び皮革工業に関する試験研究、分析鑑定、技術調査及び技術指導並びに技術融合に関すること。
- 二 前号に掲げる各種工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達及び改善に係る必要な業務を行うこと。
- 三 前各号に掲げるもののほか、その所掌事務に附帯する業務に関すること。

2

工業試験場は、工業の科学技術の向上及びその成果の普及に必要があると認めるときは、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 試験研究、分析、技術調整又は試作若しくは加工

に関すること。

- 二 試験研究の結果、県の工業の振興、科学技術の向上に寄与すると認められる各種製品を試作すること。

(内部組織)

第三百十三条 工業試験場に、次の課及び部を置く。

総務企画課

繊維部

染色部

木材工業部

食品部

化学部

機械金属部

高分子部

- 2 皮革工業に関する試験研究及び技術指導を行うため、和歌山市に工業試験場皮革分場を置く。

第三十六節 漆器試験場

(設置)

第三百十四条 漆器工業の振興と漆器製作技術の向上を図るため、漆器試験場を置く。

(名称及び位置)

第三百十五条 漆器試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
和歌山県漆器試験場		海南市	

(所掌事務)

第百三十六条 漆器試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 漆器工業に関する試験、研究、試作、加工並びに鑑定、技術調査及び技術指導に関すること。
- 二 漆器工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれら

に関する事業の発達及び改善に関し必要な業務に関すること。

すること。

- 三 前各号に掲げるもののほか、その所掌事務に附帯する業務に関すること。

2 漆器試験場は、漆器工業の科学技術の向上及びその成果の普及に必要があると認めるときは、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 試験研究、技術調査又は試作若しくは加工の依頼に関すること。
- 二 試験研究の結果、漆器工業の振興、科学技術の向上に寄与すると認められる各種漆器製品等を製造すること。

(内部組織)

第三百十七条 漆器試験場に、次の課及び部を置く。

総務課

デザイン部

加工技術部

〈省略〉

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- (和歌山県身体障害者更生相談所組織規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

〈省略〉

- 七 和歌山県工業試験場設置規則(昭和二十九年和歌山県規則第七十四号)
- 八 和歌山県漆器試験場設置規則(昭和二十九年和歌山県規則第七十五号)

〈省略〉

※ これ以降工業試験場、工業技術センターの組織については、この和歌山県行政組織規則によって規定されている。県庁全般にわたる広汎な内容のため、関係箇所のみを抜粋

一 化学工業に関する試験研究、技術指導等に関する  
こと。

二 試験研究等に基づき各種化学工業品（他の所掌に属  
するものを除く。）を試作し、又は製造すること。

（機械金属部の所掌事務）

第十二条 機械金属部においては、次に掲げる業務をつか  
さざること。

一 機械金属工業に関する試験研究、技術指導等に關  
すること。

二 試験研究等に基づき各種機械金属工業製品を試作  
し、又は製造すること。

（課長及び部長）

第十三条 総務課に課長、部に部長を置く。

2 課長及び部長は、工業試験場の職員のうちから知事の  
承認を受けて場長が命ずる。

3 課長及び部長は、場長の命を受け、それぞれ課及び部  
に属する事務を整理する。

（定員）

第十四条 工業試験場に置く職員の定員は、別に定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 和歌山県工業試験場規程（昭和二十四年和歌山県告示  
第三百号）は、廃止する。

〔昭和29年7月20日 和歌山県規則第75号〕

和歌山県漆器試験場設置規則

（設置）

第一条 本県漆器工業の振興と漆器製作技術の向上を図る  
ために必要な調査、試験研究、技術指導等を行うため、

和歌山県漆器試験場（以下「漆器試験場」という。）を  
設置する。

（位置）

第二条 漆器試験場は、海南市に置く。

（所掌事務）

第三条 漆器試験場は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 漆器工業に関する試験、研究、分析、鑑定、技術  
調査、技術指導その他これらに附随する業務を行う  
こと。

二 漆器工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれら  
に関する事業の発達及び改善に関し必要な業務を行  
うこと。

三 前各号に掲げるものの外、その所掌に属せしめら  
れた事項

2 漆器試験場は、漆器工業の科学技術の向上及びその成  
果の普及に必要があると認めるときは、次に掲げる事項  
を行うことができる。

一 試験研究、分析、技術調査又は試作若しくは加工  
の依頼に応ずること。

二 試験研究の結果、漆器工業の振興、科学技術の向  
上に寄与すると認められる各種漆器製品を製造する  
こと。

（場長等）

第四条 漆器試験場に、場長その他所要の職員を置く。

2 場長は、事務吏員又は技術吏員のうちから知事が命ず  
る。

3 場長は、知事の命を受け、場務を掌理し、所属職員を  
指導監督する。

（分課）

第五条 漆器試験場に総務課の外、次の部を置く。

漆工部  
工芸部

（総務課の所掌事務）

第六条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 場長印、場印その他公印の管守に関すること。

二 職員の身分、服務その他人事に関すること。

三 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。

四 予算及び決算並びに会計に関すること。

五 庁舎の管理及び庁中取締に関すること。

六 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。

七 試験研究等の成果の普及及びこれに基く技術指導  
の総括に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、他部の所掌に属しない  
事務に関すること。

（漆工部の所掌事務）

第七条 漆工部においては、次の業務をつかさどる。

一 漆器製品に関する試験、研究、分析、鑑定、技術  
指導等に関すること。

二 試験研究等に基づき、各種漆器製品を試作し、加工  
し、又は製造すること。

（工芸部の所掌事務）

第八条 工芸部においては、漆器工業に関する試験研究、  
技術指導等の業務をつかさどる。

（課長及び部長）

第九条 総務課に課長、部に部長を置く。

2 課長及び部長は、漆器試験場の職員のうちから知事の  
承認を受けて場長が命ずる。

3 課長及び部長は、場長の命を受け、それぞれ課及び部  
に属する事務を整理する。

（定員）

第十条 漆器試験場に置く職員の定員は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第二条中「繊維部」を「繊維部染色部」に改める。  
第五条を次のように改める。

第五条 課に課長、部に部長を置く。

2 課長及び部長は、二級又は三級の事務吏員又は技術吏員のうちから知事の承認を受け場長が命ずる。

3 課長及び部長は、場長の命を受け所属職員を指揮し、課及び部に属する事務を掌理する。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

### 〔昭和29年7月20日 和歌山県規則第74号〕

和歌山県工業試験場設置規則

(設置)

第一条 本県工業の振興と工業技術の向上を図るために必要な調査、試験、研究、技術指導等を行うため、和歌山県工業試験場(以下「工業試験場」という。)を設置する。

(位置)

第二条 工業試験場は、和歌山市に置く。

(所掌事務)

第三条 工業試験場は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 繊維工業、染色工業、木材工業、食品工業、化学

工業及び機械金属工業に関する試験研究、分析、鑑定、技術調査、技術指導、その他これらに附帯する業務を行うこと。

二 前号に掲げる各種工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達及び改善に関し必要な業務を行うこと。

三 前各号に掲げるものの外、その所掌に属せしめられた事項。

2 工業試験場は、工業の科学技術の向上及びその成果の普及に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

一 試験研究、分析、技術調査又は試作若しくは加工の依頼に応ずること。

二 試験研究の結果県の工業の振興、科学技術の向上に寄与すると認められる各種製品を製造すること。

(場長等)

第四条 工業試験場に、場長、次長その他所要の職員を置く。

2 場長及び次長は、事務吏員又は技術吏員のうちから知事が命ずる。

3 場長は知事の命を受け、場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、場長を助け場務を掌理し、場長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分課)

第五条 工業試験場に、総務課の外、次の部を置く。

繊維部

染色部

木材工業部

食品部

化学部

機械金属部

(総務課の所掌事務)

第六条 総務課においては次の事務をつかさどる。

一 場長印、場印その他公印の管守に関する事。

二 職員の身分、服務その他人事に関する事。

三 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。

四 予算及び決算並びに会計に関する事。

五 庁舎の管理及び庁中取締に関する事。

六 試験研究等の総合調整及び企画に関する事。

七 試験研究等の成果の普及及びこれに基く技術指導の総括に関する事。

八 前各号に掲げるものの外他部の所掌に属しない事務に関する事。

(繊維部の所掌事務)

第七条 繊維部においては、次の業務をつかさどる。

一 繊維の紡績、製織、編組等に関する試験研究、技術指導に関する事。

二 試験研究等に基づき各種繊維製品を試作し、又は製造すること。

(染色部の所掌事務)

第八条 染色部においては、次に掲げる業務を行う。

一 繊維及び繊維製品の染色、仕上、加工等に関する試験研究技術指導等に関する事。

二 試験研究等に基づき、各種染料を試成し、又は製造すること。

(木材工業部の所掌事務)

第九条 木材工業部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

一 木材工業に関する試験研究、技術指導に関する事。

二 試験研究等に基づき各種木材工業製品を試作し、又は製造すること。

(食品部の所掌事務)

第十条 食品部においては、次に掲げる業務を行う。

一 食品工業に関する試験研究、技術指導等に関する事。

二 試験研究等に基づき各種食料品を試作し、又は製造すること。

(化学部の所掌事務)

第十一条 化学部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

〔昭和22年9月30日 和歌山県告示第359号〕

和歌山県漆器試験場を海南市船尾百貳拾五番地に昭和二十二年十月一日より設置する

昭和二十二年九月三十日

和歌山県知事 小野 真次

〔昭和22年10月11日 和歌山県告示第383号〕

和歌山県漆器試験場規程

第一条 本場は漆器及び木竹製品の改良発達を図るをもつて目的とし左の業務を行う

- 一、漆工及び木竹工に関する試験並びに研究
- 二、原料及び製品等に関する分析試験並びに鑑定
- 三、漆工及び木竹工に関する技術的指導並びに伝習
- 四、見本品の配布及び展覧並びに図案の調整
- 五、製作技術に関する質疑応答
- 六、その他必要な調査及び研究

第二条 本場に左の職員を置く

- 場長
  - 二級技術吏員
  - 三級事務吏員
  - 三級技術吏員
  - 嘱託
  - 雇
  - 助手
  - 前項の外必要に応じ傭人を置く
- 第三条 場長は二級技術吏員の中から知事がこれを命ずる
- 第四条 本場に左の係を置く

庶務会計係

図案係

木工係

塗装係

意匠係

蒔絵係

係に係長を置き場長がこれを命ずる

第五条 本場に参与又は委員を置き官庁関係職員若しくは学識経験者の中より知事がこれを任命又は委嘱する  
参与は生産増強の総合企画に参与し委員は各係に属し生産技術の向上につき協力する

〔昭和24年7月16日 和歌山県告示第300号〕

和歌山県工業試験場規程

第一条 和歌山県工業試験場(以下工業試験場という)は、本県工業の振興と工業技術水準の向上を図るため、次の業務を行う。

- 一 各種工業についての、試験研究及び調査
- 二 原料、材料及び製品の試験分析並びに鑑定
- 三 製作技術の指導
- 四 意匠及び図案の調製配布
- 五 講習、講話、伝習及び実地指導
- 六 見本品の展示及び配布
- 七 各種製品の製造及び修理加工
- 八 その他工業試験に必要な事業

第二条 工業試験場に、次の部課を置く。

- 庶務課
- 繊維部
- 木工部

食品部

化学部

機械部

前項の課及び各部の分掌事項は、知事の許可を受けて場長において定める。

第三条 工業試験場に、左の職員を置く。

- 場長
- 事務吏員
- 技術吏員
- 事務嘱託
- 技術嘱託
- 雇
- 傭人

第四条 場長は、知事の命を受け場務を掌理し所属職員を指揮監督する。

第五条 課に課長、部に部長を置き場長が命ずる。  
課長及び部長は、場長の命を受け課及び部に属する事項を掌理する。

第六条 事務吏員、技術吏員、事務嘱託、技術嘱託、雇及び傭人は場長の指揮をうけ場務を分掌する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。  
和歌山県工業指導所規程(昭和二十二年和歌山県告示第三百四十九号)は、これを廃止する。

〔昭和27年5月24日 和歌山県告示第219号〕

和歌山県工業試験場規程(昭和二十六年和歌山県告示第三百号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十四日

和歌山県知事 小野 真次

資格ヲ付与セラレ就職後ハ概ネ甲種学校卒業者ト同等ノ処遇ヲ受クル見込

(二) 終了後ノ就職ニ関シテハ県ニ於テ県下重要工場事業場ニ輪旋配置ス

(三) 入所中ノ養成費(授業料、教材費等)ハ一切之ヲ入所者ヨリ徴収セズ且作業衣等ヲ支給ス

(四) 寄宿舎ノ設備アリ、入舎中ノ舎費、<sup>(2)</sup>賄費ヲ徴セズ

(五) 入所ヲ許可セラレタル者ノ希望ニ依リテハ入所前之ヲ県下工場、事業場ニ就職ヲ輪旋ス、此ノ場合当該工場、事業場ニ於テ入所中ト雖モ其ノ基本給ヲ支給セラルル見込

〔昭和20年10月18日 和歌山県告示第34号〕

和歌山県工業指導所規程

第一条 和歌山県工業指導所(以下工業指導所ト称ス)ハ本県工業生産ノ振興ヲ図ル為指導推進及調査研究ヲ行フ

第二条 工業指導所ニ於テハ左ノ業務ヲ行フ

一 生産増強ノ総合企画

二 工場事業場ノ指導

三 工業要員ノ養成並ニ錬成

四 生活必需物資ノ増産及活用ノ調査研究

五 生産増強ニ関スル連絡協調

六 機械器具ノ製造及修理加工

七 其ノ他工業指導ニ必要ナル事業

第三条 工業指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

次長 一人

技師 若干人

属 若干人

技手 若干人

前項ノ外必要ニ応ジ技師補又ハ雇傭人ヲ置ク

第四条 所長ハ経済第二部長ヲ以テ之ニ充ツ

次長ハ地方事務官又ハ地方技師ノ中ヨリ知事之ヲ命ス

第五条 工業指導所ニ左ノ部課ヲ置ク

庶務課

織維部

木工部

食品部

化学部

機械工養成部

課ニ課長、部ニ部長ヲ置キ所長之ヲ命ス

第六条 工業指導所ニ参与又ハ委員ヲ置キ官庁関係職員又ハ学識経験者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス

参与ハ生産増強ノ総合企画ニ参与シ委員ハ部ニ属シ生産技術ノ向上ニ付協力ス

附則

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年一月和歌山県告示第五号和歌山県戦時工業指導所規程ハ之ヲ廃止ス

〔昭和21年2月21日 和歌山県告示第39号〕

昭和二十年県告示第三四九号和歌山県工業指導所規程中左ノ通り改正ス

昭和二十一年二月二十一日

和歌山県知事 金井 政夫

第四条中「経済第二部長」ヲ「経済部長」ニ改ム

第五条第一項中「食品部」ヲ「食糧加工部」ニ改メ「化学部」ノ次ニ「醸造部」ヲ加フ

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔昭和21年12月16日 和歌山県告示第38号〕

昭和二十年県告示第三四九号和歌山県工業指導所規程の一部を次のやうに改正する

昭和二十一年十二月十六日

和歌山県知事 川上 和吉

第二条中第六号を次のやうに改める

六 機械器具其ノ他各種製品ノ製造及修理加工

第三条 工業指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 一人

地方事務官 若干人

地方技官 若干人

県技師 若干人

主事補 若干人

技師補 若干人

前項ノ外必要ニ応ジ雇員、傭人ヲ置ク

第四条 所長ハ地方事務官又ハ地方技官ノ中ヨリ知事之ヲ命ス

第五条 工業指導所ニ左ノ部課ヲ置ク

庶務課

織維部

木工部

食品部

化学部

機械部

課ニ課長、部ニ部長ヲ置キ所長之ヲ命免ス

附則

この告示は、公布の日から、これを施行する

第三章 入所、休所及修了

第九條 生徒ヲ入所セシムベキ時期ハ二月、八月ノ二回トス

第十條 生徒ハ左ノ各号ニ掲グル者ノ中ヨリ之ヲ銓衡シ入所セシム

一 法文科系中等学校以上ノ学校ヲ卒業シタル年齢十六年以上ノ者

二 工場及事業場ニ現ニ在職シ前号ト同等以上ノ実力アリト認メタル者ニシテ当該工場□事業場ノ長ヨリ推薦セラレタル者

第十一條 志願者ハ第一号書式ノ願書ヲ差出スベシ但シ前條第二号ノ者在リテハ当該工場、事業場ノ長ノ推薦書ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二條 入所ノ許可ヲ得タル者ハ一週間以内ニ保証人正副二名ヲ定メ第二号書式ノ誓約書及戸籍抄本ヲ所長ニ差出スベシ

第十三條 正保証人ハ親権者若ハ之ニ準ズベキ者トシ副保証人ハ養成所所在地ニ居住シ一家ヲ樹ツル成年以上ノ者トス

第十四條 保証人ニ異動アリタルトキハ其ノ都度遅滞ナク之ヲ所長ニ届出テ死亡ノ場合ハ速力ニ之ニ代ル者ヲ選定シ届出ツベシ

第十五條 生徒ハ寄宿舎ニ入舎セシム但シ特別ノ事情ニ依リ願出タル者ハ通所ヲ承認スルコトアルベシ

第十六條 疾病又ハ事故ニ因リ欠席セントスルトキハ其ノ旨届出ツベシ

第十七條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三号書式ノ修了証書ヲ授与ス

第十八條 前條ノ修了者ハ其ノ就職ニ関シ左ノ義務ヲ負フモノトス

一 第十條第一号該当事ニシテ入所ヲ許可セラレタル者

ニ在リテハ県ノ指定スル重要工場、事業場又ハ研究施設ニ就職スルコト

二 第十條第二号該当事ニシテ入所ヲ許可セラレタル者ニ在リテハ其ノ既就職先ニ復帰スルコト

第十九條 退所セントスルトキハ保証人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ

第二十條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ退所セシム

一 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者

二 疾病ニ罹リ修業ニ堪ヘザル者

三 成績不良ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

四 正当ノ理由ナクシテ引続キ一ヶ月以上欠席シタル者

第二十一條 養成費(授業料、教材費、賄費)ハ之ヲ徴収セス

前條各号ニ依リ退所ヲ命ゼラレタル者ニ對シテハ入所中ノ養成費ヲ弁償セシム但シ情状ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルベシ

第二十二條 品行方正成績優秀ニシテ他ノ模範タルベキ生徒ニ對シテハ褒状ヲ授与ス

第二十三條 所長必要アリト認ムルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フ

懲戒ハ之ヲ譴責、謹慎及停所ノ三種トス

第二十四條 本所所属ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル生徒ニ對シテハ其ノ情状ニヨリ相当ノ弁償ヲ為サシムルコトアルベシ

附則 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一号書式) 入所願 (ハ省略)

(第二号書式) 誓約書 (ハ省略)

(第三号書式) 修了証書 (ハ省略)

[昭和20年2月6日 和歌山県告示第45号]

昭和二十年二月本県戦時生産技術者養成所ニ入所セシムベキ生徒左記要項ニ依リ募集ス

昭和二十年二月六日

和歌山県知事 小林 千秋

募集要項

一、入所資格

(一) 法文科系中等学校以上ノ学校卒業者ニシテ現ニ工場、事業場ノ勤勞配置ニ就カザル男子

(二) 概ネ年齢滿十六年以上滿三十年以下ノ男子(動員中ノ学徒ハ入所セシメズ)

二、入所期間

六ヶ月

三、入所手續

所定ノ願書(県下地方事務所、男子中等学校、県軍需課ニ用紙ノ備付アリ)ヲ二月十日迄ニ養成所ニ提出スルコト

四、入所許可

二月十二日午前九時ヨリ和歌山県戦時工業指導所(和歌山市宇須一三九番地一市電書庫前停留所下車東へ約三丁)ニ於テ銓衡ヲ行ヒタル上入所ノ許可ヲ決定スルニ付

当日本人出頭スルコト

五、入所期日

昭和二十年二月十五日

六、特典

(一) 本養成所ノ修了者ニハ国家検定制度ニ依リ一定ノ

〔昭和19年3月28日 和歌山県告示第201号〕

昭和十七年三月三十一日県告示第三三八号和歌山県漆器試験場木工部ハ昭和十九年三月三十一日限り之ヲ廃止ス

昭和十九年三月二十八日

和歌山県知事 廣瀬 永造

次長ハ地方事務官又ハ地方技師ノ中ヨリ知事之ヲ命ズ  
 第五条 戦時工業指導所ニ左ノ部ヲ置ク

総務部

繊維部

金属部

化学部

木工部

機械工養成部

各部ニ部長ヲ置キ地方事務官又ハ地方技師ノ中ヨリ所長之ヲ命ズ

第六条 戦時工業指導所ニ必要ニ応ジ参与又ハ委員ヲ置キ所務ニ参画セシム

参与又ハ委員ハ官庁関係職員又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 左ノ規程ハ之ヲ廃止ス

一 和歌山県工業試験場規程

二 和歌山県漆器試験場規程

三 和歌山県機械工養成所規程

四 和歌山県工業試験場伝習生規程

五 和歌山県漆器試験場伝習生規程

〔昭和20年2月1日 和歌山県告示第37号〕

和歌山県立戦時生産技術者養成所規程

第一章 総則

第一条 本所ハ生産技術者タラントスル者ニ須要ナル知識及技術ヲ授ケ併セテ心身ノ鍛錬ニ力ムルヲ以テ目的トス

第二条 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

技師 専任六人以内  
 属 専任一人  
 技手 専任十一人以内  
 前項ノ外必要ニ応ジ技師補又ハ雇傭人ヲ置ク  
 第四条 所長ハ経済第二部長ヲ以テ之ニ充ツ

所長

技師

技師補

講師

舎監

前項ノ外必要ニ応ジ主事補又ハ雇傭人ヲ置ク

第三章

所長ハ知事ノ命ヲ承ケ部下職員ヲ指揮シ所務ヲ掌理ス

第四条 本所ニ機械科ヲ置ク

第五条 養成期間ハ六月トス

第六条 生徒定員ハ五十人トス

第二章 授業科目授業時間数及休業日

第七条 授業科目及其ノ時間数左ノ如シ

精神訓練 三〇時間以上

軍事訓練 四〇時間以上

数 学 五〇時間以上

製 図 八〇時間以上

工業材料 一〇〇時間以上

機械工作法 一〇〇時間以上

機械ノ要素 一〇〇時間以上

工業力学 一〇〇時間以上

電気工学 一〇〇時間以上

工場管理 五〇時間以上

機械工学 一〇〇時間以上

特別講義 三〇時間以上

生産実習 六〇〇時間以上

計 一、二〇〇時間以上

第八条 休業日左ノ如シ

一 祝祭日

二 第二 第四日曜日

所長必要ヲ認メタル場合前項ノ休業日ヲ変更スルコトアルベシ

サシムルト共ニ精神的訓練ヲ為シ以テ機械工ノ養成ヲ図ルヲ目的トス

第二条 本所ノ教科ヲ旋盤工科、仕上工科ノ二分科トシ其ノ一分科ヲ専修セシム

第三条 各分科修業年限ハ一年トス但シ成績ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第四条 生徒ノ定員ハ七十名トシ各分科ノ定員ハ所長之ヲ定ム

第二章 教科目及課程

第五条 各分科ノ教科目ハ修身公民、教練及体操、国語、国史(一カ)及地理、英語、工業数学、機械通論、電気通論、用器画及製図、材料及工作法、応用力学及機械要素、工場要領及工場危害防止、基本実技練習、総合実技練習トシ其ノ授業時数ヲ左ノ如ク定ム

第一期及第二期ノ授業時数(最初六箇月間)

修身公民 四八時間以上

教練及体操 一〇〇同

国語 一〇〇同

国史及地理 七〇同

英語 一〇〇同

工業数学 一〇〇同

機械通論 三〇同

電気通論 三〇同

用器画及製図 五〇〇同

材料及工作法 二〇〇同

応用力学及機械要素 三〇同

工場要領及び工場危害防止 一〇同

第三期ノ授業時数(三箇月間)

修身公民 一二時間以上

教練及体操 五〇同

基本実技練習 五〇〇同

第四期ノ授業時数(三箇月間)

修身公民 一二時間以上

教練及体操 五〇同

総合実技練習 五〇〇同

第六条 生徒ハ二回ニ分チテ入所セシメ其ノ始業及終業日ヲ左ノ如クス

入所順序 始業日 終業日

第一回 四月一日 翌年三月三十一日

第二回 十月一日 翌年九月三十日

第三章 学年、授業、休日及授業時数

第七条 授業休日左ノ如シ

一 大祭日

二 第一日曜、第三日曜(停電)

三 冬期休業十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄

第八条 授業時数ハ毎週五十六時間以上トス

第九条 所長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ第七条ノ授業、休日及第八条ノ授業時数ヲ変更又ハ伸縮スルコトヲ得

第四章 入所、休所及卒業

第十条 入所ヲ許スベキ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

一 品行方正、志操堅固ニシテ身体強壯ナル者

二 年齢十四年以上ニシテ国民学校高等科卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者

第十一条 入所志願者ハ第一号書式ノ願書ニ出身学校長ノ卒業証明書又ハ修業証明書又ハ其ノ写ヲ添ヘ始業前日迄ニ之ヲ所長ニ提出スベシ

第十二条 入所志願者募集人員ヲ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

選抜試験ノ方法ハ所長之ヲ定ム

第十三条 入所ヲ許可セラレタル者ハ許可ノ日ヨリ一週間以内ニ保証人二人ヲ定メ第二号書式ノ誓約書及戸籍抄本ヲ所長ニ差出スベシ

第十四条 保証人ハ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引請

ノ責ニ任ジ得ベキ者トス

第十五条 保証人ニ異動アリタルトキハ其ノ都度滞滞ナク届出ツベシ

第十六条 入所中病氣其ノ他ノ事情ニ依リ長期間休所セシトスル者ハ願出ニ依リ承認スルコトアルベシ

第十七条 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三号書式ノ卒業証書ヲ授与ス

第五章 退所

第十八条 退所セントスル者ハ保証人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ

第十九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ退所セシム

一 品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

二 身体虚弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

三 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者

四 正当ノ事由ナクシテ屢々欠席シタル者

第六章 授業料及学費

第二十条 授業料ハ之ヲ徴収セス

第二十一条 生徒ノ修学ニ要スル教科書ノト類ハ自弁トス

第七章 賞罰

第二十二条 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ生徒ハ所長之ヲ褒賞ス

第二十三条 不都合ノ行為アリタル生徒ハ其ノ情状ニヨリ所長之ニ懲戒ヲ加フ其ノ種別左ノ如シ

謹慎、停所、除籍

第二十四条 本所々属ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情状ニヨリ相当ノ弁償ヲ為サシムルコトアルベシ

附則

第二十五条 昭和十三年十月一日県告示第六〇三号和歌山

県機械工訓育所規程ハ之ヲ廃止ス

第二十六条 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月一日ヨリ和歌山県漆器試験場木工部ヲ左ノ  
通設置ス

昭和十七年三月三十一日

和歌山県知事 廣瀬 永造

名	和歌山県漆器試験場木工部	所	在	地
				和歌山県西牟婁郡朝來村

〔昭和十七年三月三十一日 和歌山県告示第339号〕

昭和十一年和歌山県告示第一三八号中林業試験場木工部ハ  
昭和十七年三月三十一日限り之ヲ廃止ス

昭和十七年三月三十一日

和歌山県知事 廣瀬 永造

〔昭和十七年三月三十一日 和歌山県告示第340号〕

和歌山県林業試験場木工部木竹工芸伝習生規程ハ昭和十七  
年三月三十一日限り之ヲ廃止ス

昭和十七年三月三十一日

和歌山県知事 廣瀬 永造

〔昭和十七年三月三十一日 和歌山県告示第341号〕

昭和十五年和歌山県告示第三三二号和歌山県漆器試験場規  
程中左ノ通改正シ昭和十七年四月一日ヨリ施行ス

昭和十七年三月三十一日

和歌山県知事 廣瀬 永造

第一条中漆器ノ次ニ「及木竹製品」ヲ加フ

第一条第一項第一号ヲ左ノ通改ム

一 漆工及木竹工ニ関スル試験及研究

〔昭和十七年三月三十一日 和歌山県告示第342号〕

和歌山県漆器試験場伝習生規程

第一条 和歌山県漆器試験場ハ必要ニ依リ漆工、木竹工ニ  
関スル技術及学理ヲ修得セントスル者ノ為ニ本規程ノ定  
ムル所ニヨリ伝習ヲ行フ

第二条 伝習ヲ漆工部、木工部ニ分チ其ノ伝習期間ハ左ノ  
通トス

但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルベシ

漆工部 三月以上一年以内  
木工部 二年

第三条 伝習事項、伝習ノ定員、其他必要ナル事項ハ漆器  
試験場長予メ之ヲ公告ス

第四条 伝習生ハ左ノ資格ヲ有スル者ノ内ヨリ採用ス（但  
シ身体ノ一部分不自由ナルモノト雖モ作業ニ支障ナキモ  
ノハ採用スルコトアルベシ）

一 本県居住者タルコト

二 年齢十五歳以上ニシテ身体強健、品行方正ナルモノ

三 義務教育ヲ了ヘタル者若ハ之ト同等以上ノ学力アリ  
ト認ムル者

第五条 伝習生ニ付テハ授業料ヲ徴取セズ

第六条 伝習生ニハ本場備付用具材料ヲ貸与スルノ外個人  
専用工具費伝習用材料等自弁セシムルコトアルベシ

第七条 志願者ハ第一号様式ノ願書ニ第二号様式ノ市町村  
長ノ推薦書正副二通ヲ添付ノ上之ヲ漆器試験場長ニ提出  
スベシ

第八条 漆器試験場長前条ノ出願ヲ詮衡ノ上許可シタルト

キハ其ノ旨出願人ニ通知ス

第九条 伝習生トシテ入場ヲ許可セラレタルモノハ入場ノ  
際第三号様式ノ誓約書ヲ漆器試験場長ニ差出スベシ

第十条 伝習生疾病其他已ムヲ得ザル事故ノタメ退場セン  
トスルトキハ事由ヲ具シ場長ノ許可ヲ受クベシ

第十一条 場長ハ伝習生ニシテ左ノ各号ニ該当スルトキハ  
退場ヲ命ズル事アルベシ

一 業務ニ精励セザル事

二 成業ノ見込ナシト認メタルトキ

三 其ノ他不都合ノ行為アリト認メタルトキ

第十二条 伝習生ニシテ修業試験ヲ行ヒ合格シタルトキハ  
第四号様式ノ修業証書ヲ授与ス

附則  
本規程ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
現ニ入場中ノ和歌山県林業試験場木工部木竹工芸伝習生ハ  
本規程ニヨリ入場シタルモノト看做ス

第一号様式 伝習生志願書 〓省略〓

第二号様式 伝習生推薦書 〓省略〓

第三号様式 誓約書 〓省略〓

第四号様式 修業証書 〓省略〓

〔昭和十八年一月九日 和歌山県告示第5号〕

和歌山県機械工養成所規程

第一章 総則

第一条 本所ハ短期間ニ専門的且実務的ナル技術修得ヲ為

第二十三条 不都合ノ行為ヲ為シタル生徒ハ其ノ情状ニヨリ所長之ニ懲戒ヲ加フ其ノ種類左ノ如シ  
謹慎、停所、除籍

第二十四条 本所々属ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情状ニヨリ相当ノ弁償ヲ為サシムルコトアルベシ

第八章 附則

第二十五条 本規程ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二十六条 本規程施行ニ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム  
第二十七条 第六条ノ第二回始業日及第十一条ノ願書提出期限ハ昭和十三年度ニ限り十月二十五日迄トス

第一号書式 (イ) ^省略^

(ロ) ^省略^

第二号書式 ^省略^

第三号書式 ^省略^

〔昭和13年12月27日 和歌山県告示第753号〕

和歌山県機械工養成所規程中左ノ通改正ス

昭和十三年十二月二十七日

和歌山県知事 吉永 時次

「和歌山県機械工養成所規程」ヲ「和歌山県機械工訓育所規程」ニ改ム

第二条中「但シ成績ノ良否ニ依リ之ヲ伸縮スルコトヲ得」ヲ「但シ成績ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得」ニ改ム

本書式中「養成所」ヲ「訓育所」ニ改ム  
第一号書式入所願中四ヲ「入所後ハ凡テ工場従業員ト看做

シ真剣ナル勤務ニ服セシム」ニ改ム  
第二号書式誓約書中「講習」ヲ「在所」ニ改ム  
附則

本規程ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔昭和15年4月1日 和歌山県告示第219号〕

和歌山県漆器試験場ヲ海南市船尾居村濱百貳拾五番地ノ内

昭和十五年四月一日

和歌山県知事 清水 重夫

〔昭和15年5月7日 和歌山県告示第320号〕

和歌山県工業試験場規程中第一条第一号を「染色、機織

応用化学、醸造ニ関スル試験及研究」ニ改メ昭和十五年五月七日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年五月七日

和歌山県知事 清水 重夫

〔昭和15年5月7日 和歌山県告示第321号〕

和歌山県工業試験場伝習生規程中左ノ通改正ス

昭和十五年五月七日

和歌山県知事 清水 重夫

第一条中「漆器」ヲ削リ「機織並醸造工業」ヲ「機織、醸造、化学工業」ニ改ム

第二条中「伝習生ヲ漆器部、染色部、機織部、醸造部」ヲ「伝習生ヲ色染課、機織課、応用化学課、醸造課」ニ改メ「部

ヲ「課」ニ改ム

第二条中「漆器部六箇月以上一箇年以内」ヲ削リ「機織部三箇月以上一箇年以内」ノ次ニ「応用化学課」三箇月以上一箇年以内」ヲ加ヘ「染色部」ヲ「色染課」ニ改ム

第一号及第三号、第四号、書式中「漆器部（染色部、機織部又ハ醸造部）」ヲ「醸造課（色染課、機織課又ハ応用化学課）」ニ改ム

附則

本規程ハ昭和十五年五月七日ヨリ之ヲ施行ス

〔昭和15年5月7日 和歌山県告示第322号〕

和歌山県漆器試験場規程左ノ通定ム

昭和十五年五月七日

和歌山県知事 清水 重夫

第一条 本場ハ漆器ノ改良発達ヲ図ルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ行フ

- 一 漆工ニ関スル試験及研究
- 二 原料及製品等ニ関する分析試験及鑑定
- 三 指導並ニ伝習
- 四 見本品ノ配布及展覽並凶案ノ調整
- 五 製作技術ニ関スル質疑応答
- 六 其他必要ナル調査研究

第二条 本場ニ左ノ職員ヲ置ク

- 場長
- 技師
- 主事補
- 技手

〔昭和17年3月31日 和歌山県告示第338号〕

〔昭和4年4月1日 彙報〕

昭和四年四月一日ヨリ和歌山県工業試験場ヲ和歌山市城内ニ設置ス

〔昭和13年10月1日 和歌山県告示第603号〕

和歌山県機械工養成所規程

第一章 総則

第一条 本所ハ短期間ニ専門的且実務的ナル技術修得ヲ為サシムルト共ニ精神の訓練ヲ為シ以テ機械工ノ養成ヲ図ルコトヲ目的トス

第二条 本所ノ教科ヲ旋盤工、仕上工ノ二分科トシ其ノ一分科ヲ専修セシム

第三条 各分科ノ修業年限ハ一年トス但シ成績ノ良否ニ依リ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第四条 生徒ノ定員ハ五十名トシ各分科ノ定員ハ所長之ヲ定ム

第二章 教科目及課程

第五条 各分科ノ教科目ハ修身、修養、工業数学、英語、国語、機械通論、電気通論、材料及工作法、用器画及製図、工場要項及工場危害防止、体操並ニ実習トシ其ノ授業時数ヲ左ノ如ク定ム

第一期及第二期ノ授業時数

修身又ハ修養 七五時間

体操 七五時間

工業 数学 一〇〇時間

英語 一〇〇時間

国語 五〇時間

材料及工作法 二〇〇時間

機械通論 六〇時間

電気通論 三〇時間

工場要項及工場危害防止 一〇時間

用器画及製図 二〇〇時間

実習 二〇〇時間

合計 一〇〇〇時間

第三期 修身、修養及体操ヲ毎週三時間課スル外全部基本の実習

第四期 修身、修養及体操ヲ毎週三時間課スル外全部応用を加味シタル実習

第六条 生徒ハ二回ニ分チテ入所セシメ其ノ始業及終業日ヲ左ノ如クス

入所順序 始業日 終業日

第一回 四月一日 翌年三月三十一日

第二回 十月一日 翌年九月三十日

第三章 学年、授業休日及授業時数

第七条 授業休日左ノ如シ

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 冬期休業 十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄

第八条 授業時数ハ毎週四十八時間トス

第九条 所長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ第七条ノ授業休日及第八条ノ授業時数ヲ変更又ハ伸縮スルコトヲ得

第四章 入所、休所及修了

第十条 入所ヲ許スベキ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

一 品行方正、志操堅固ニシテ身体強壯ナル者

二 高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ同等以上ノ学力アリ

ト認メラルル者

第十一条 入所志願者ハ第一号書式ノ願書ニ出身学校長ノ卒業証明書又ハ修業証明書又ハ其ノ写ヲ添ヘ始業日ノ一月前迄ニ之ヲ所長ニ提出スベシ

第十二条 入所志願者ノ数募集人員ヲ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

選抜試験ノ方法ハ所長之ヲ定ム

第十三条 入所ヲ許可セラレタル者ハ一週間以内ニ保証人二人ヲ定メ第二号書式ノ誓約書及戸籍抄本ヲ所長ニ差出スベシ

第十四条 保証人ハ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引請ノ責ニ任ジ得ベキ者一人トス

第十五条 保証人變動アルトキハ其ノ都度遅滞ナク届出ツベシ

第十六条 在所中病氣其ノ他ノ為長期間欠席セントスル者ハ休所セシムルコトアルベシ

第十七条 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三号書式ノ修了証書ヲ授与ス

第十八条 退所セントスル者ハ保証人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ求ムベシ

第十九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ退所セシム

第五章 退所

一 品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

二 身体虚弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

三 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者

四 正当の事由ナクシテ屢々欠席シタル者

第六章 授業料及学資

第二十条 授業料ハ之ヲ徴収セズ

第二十一条 生徒ノ修学ニ要スル費用ハ自弁トス

第七章 賞罰

第二十二条 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ生徒ハ所長之ヲ褒賞ス

〔大正7年3月11日 和歌山県告示第84号〕

大正六年十二月本県令第二十九号第二条ニ依ル手数料証紙ノ売下場所等左ノ如シ

大正七年三月十一日

和歌山県知事 池松 時和

和歌山市七番丁

和歌山県輸出綿織物検査所構内

紀州ネル同業組合出張所

第一条 本場ハ工業ノ改良發達ヲ図ルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ行フモノトス

一、染色、醸造、漆器ニ関する試験及研究

二、原料及製品等ノ分析試験及鑑定

三、講話及実地指導並ニ伝習

四、見本品ノ配布、展覽

五、製作技術ニ関スル質疑応答

六、其ノ他必要ナル調査研究

第二条 本場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長

技師

助手

主事補

前項ノ外ニ必要ニ応ジ助手ヲ置ク

〔大正9年3月23日 和歌山県告示第94号〕

和歌山県輸出綿織物検査所ハ大正九年三月三十一日限り之ヲ廃止ス

大正九年三月二十三日

和歌山県知事 小原 新三

〔昭和4年4月1日 和歌山県告示第120号〕

和歌山県工業試験場伝習生規程

〔大正9年3月31日 和歌山県告示第109号〕

和歌山県工業試験場ハ大正九年三月三十一日限り之ヲ廃止ス

大正九年三月三十一日

和歌山県知事 小原 新三

第一条 和歌山県工業試験場ハ必要ニ依リ漆器、染色並ニ醸造工業ニ関スル技術及学理ヲ修得セムトスル者ノ為伝習ヲ行フ

第二条 伝習生ヲ漆器部、染色部、醸造部ノ三部ニ分チ其ノ伝習期間は左ノ通トス

漆器部 六箇月以上 一箇年以内

染色部 三箇月以上 六箇月以内

醸造部 三箇月以上 六箇月以内

伝習終了後更ニ研究ヲ為サムトスル者ハ工業試験場長ニ於テ一箇年以内研究生トシテ在場ヲ許可スルコトアルヘシ

第三条 伝習事項、伝習生ノ定員、伝習期間、伝習開始ノ期日及其ノ他必要ナル事項ハ工業試験場長ニ於テ予メ之ヲ公告スルモノトス

第四条 伝習生ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、本県居住者タルコト

二、年齢満十二年以上ニシテ身体強健品行方正ナルモノ

三、尋常小学校ヲ卒業セシ者若ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムルモノ

第五条 伝習生タラムトスル者ハ第一号書式ニ依ル願書ニ

第二号書式ニ依ル履歴書ヲ添ヘ伝習開始期日十五日前迄

ニ工業試験場長ニ提出スヘシ

伝習志願者ノ数定員ヲ(カ)超過スルトキハ選抜試験ヲ行フコトアルヘシ

第六条 工業試験場長前条ノ出願ヲ許可シタルトキハ其ノ旨出願人ニ通知ス

第七条 伝習生トシテ入場ヲ許可セラレタルモノハ入場ノ際第三(カ)号書式ニ依ル誓約書ヲ工業試験場長ニ

差出スヘシ但シ保証人ハ父兄若ハ場長ニ於テ適当ト認メタルモノニ限ル

第八条 伝習料及伝習ニ要スル費用ハ之ヲ徴セス

第九条 伝習生又ハ研究生ニシテ成業ノ見込ナキモノ又ハ不都合ノ行為アリト認メタルトキハ工業試験場長ニ於テ

退場ヲ命スルコトアルヘシ

第十条 伝習ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第四号書式ノ修了証書ヲ授与ス

第一号書式 入場願 (省略)

第二号書式 履歴書 (省略)

第三号書式 誓約書 (省略)

和歌山県工業試験場規程

〔昭和4年4月1日 和歌山県告示第119号〕

和歌山県工業試験場規程

前項受検品ハ輸出綿織物検査所ニ於テ検査済ノ上巻仕立  
又ハ畳仕立トナシ還付スルモノトス  
第七条 輸出綿織物ノ検査ハ左ノ各号ニ就キ之ヲ執行ス

一品位

イ 布質

ロ 製織

ハ 染色

ニ 起毛整理

二 瑕疵 汚染 胴切其ノ他ノ欠点

三 幅

四 長

五 量目

第八条 検査ハ検査員二人以上ノ合議ニ依リ合格不合格ヲ

査定シ且合格品ニ付テハ一等及二等ニ分チ各其ノ等級ニ  
相当スル合格印章ヲ押捺ス

第九条 左ノ各号ニ該当スルモノハ之ヲ不合格トシ不合格  
ノ印章ヲ押捺ス

一 布質脆弱ナルモノ

二 糊付程度甚シキモノ

三 織班ノ甚シキモノ

四 染色ノ湯洗ニ堪ヘサルモノ

五 起毛過度ニ失シタルモノ

六 瑕疵 汚染 胴切其ノ他ノ欠点多キモノ

七 前各号ノ一二該当スルニ至ラサルモ前各号ヲ参酌シ  
テ著シク不良ト認ムルモノ

第十条 瑕疵 汚染及胴切ハ合格品ニ限り各其ノ印章ヲ押  
捺スルモノトス

第十一条 量目ハ合格品ニ限り検査現時ノ秤量ヲ表示ス

第十二条 長幅ハ長ハ一碼幅ハ二分一吋ニ滿タサル端数ヲ

切捨テ合格品ニ限り之ヲ表示ス

第十三条 長幅量目ノ表示ハ長幅量目ノ印章ヲ押捺ス其ノ

印章中ノ数字ハ総テ赤色ノ垂拉比垂文字ヲ以テス但シ番

号文字ノ色合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四条 検査ハ表示ニ付異議アル者ハ其ノ事由ヲ具シ再  
検査ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ現品ニ第二号書式ノ再検査申請書及  
検査手数料ヲ添ヘ和歌山県輸出綿織物検査所ニ差出スヘ  
シ

第十五条 前条ニ依リ表示ヲ更正スル場合ニ於テハ取消ノ  
印章ヲ取消スヘキ印章ノ中央ニ押捺ス取消ヲ為シタル場  
合ニ於ケル訂正印章ハ取消シタル印章ノ右方又ハ左方ニ  
接シテ此ヲ押捺ス

第十六条 受検者ハ毎日午後三時迄二次日ノ検査申請見込  
高ヲ和歌山県輸出綿織物検査所ニ届出ヘシ

第十七条 受検品中不正品又ハ使用ニ堪ヘスト認メタルモ  
ノハ検査ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十八条 前条ニ依リ検査ヲ拒否セラレタルモノハ三碼以  
内ニ切断スルニ非サレハ之ヲ県外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十九条 検査上必要アルトキハ検査品中織端ヨリ五寸以  
内ヲ切断シ試験ヲ行フコトアルヘシ

第二十条 輸出綿織物ニ関スル営業者ハ其ノ営業ニ係ル物  
品及帳簿其ノ他ノ書類ニ就キ当該吏員ノ行フ検査ヲ拒ム  
コトヲ得ス

検査上必要アリト認ムル場合ニ於テハ和歌山県輸出綿織  
物検査所員ヲシテ製織起毛捺染及其ノ他ノ加工場ニ就キ  
其ノ業務ニ立会ハシムルコトアルヘシ

第二十一条 検査ノ表示ニ用フル印章ハ別表ノ様式ニ依ル

第二十二条 合格品不合格印章及長幅量目印章ハ別表様式  
ニ依リ之ヲ押捺ス

前項印章押捺ニ要スル帯封用紙ハ総テ受検者ノ自弁トス

第二十三条 瑕疵汚染胴切ノ印章ハ合格品印章ニ跨リ瑕疵  
ハ右方汚染ハ上方胴切ハ左方ニ押捺ス

第二十四条 和歌山県輸出綿織物検査所ニ於テ検査ノ表示  
ニ用フル印章ニ紛ハシキ印章又ハ証票ハ之ヲ検査品ニ附

スルコトヲ得ス

受検品ニ附スヘキ印章証票ハ予メ和歌山県輸出綿織物檢  
査所ノ承認ヲ受クヘシ

第二十五条 検査終了ノ通知ヲ受ケタル者又ハ本則第十七  
条ニ依リ検査ヲ拒否セラレタル者ハ和歌山県輸出綿織物  
検査所ノ指示ニ從ヒ速ニ現品ヲ受領スヘシ

第二十六条 和歌山県輸出綿織物検査所ハ検査ノ為受入タ  
ル輸出綿織物ニ就キ検査施行上生シタル損害及天災其ノ  
他避クヘカラサル事由ヨリ生シタル損害ニ対シ賠償ノ責  
ニ任セス

第二十七条 和歌山県輸出綿織物検査所ノ執務時限及休日  
ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十八条 本則第三条又ハ第十八条ニ違背シタル者ハ五  
拾円以下ノ罰金ニ処ス

第二十九条 本則第二十条ニ違背シタル者若ハ和歌山県輸  
出綿織物検査所ノ押捺シタル印章帯封ヲ除却抹消シタル  
者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

第三十条 営業主ハ代理人使用人其ノ他ノ従業者ニシテ本  
則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本  
則ノ処罰ヲ免ルコトヲ得ス

第三十一条 営業主方法人未成年者又ハ禁治産者ナルトキ  
ハ本則ノ規定ニ依リ営業者ニ適用スヘキ罰則ハ之レヲ法  
人ノ代表者又ハ法定代理人ニ適用ス営業ニ関シ成年者ト  
同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

附則

第三十二条 本則施行ノ期日ハ別ニ之ヲ告示ス

第一号様式 輸出綿織物検査申請書

第二号様式 輸出綿織物再検査申請書

印章等

ハ省略

日ヲ超ユルトキハ医師ノ診断書ヲ添付シ爾後七日毎二同一ノ手續ヲ為スヘシ

第二十一条 場長又ハ所長及其ノ他ノ職員私事ノ故障ニ依リ欠勤セントスルトキ又ハ任地ヲ離レントスルトキハ場長又ハ所長ニアリテハ知事ニ其ノ他ノ職員ニアリテハ場長又ハ所長ノ許可ヲ受クヘシ但許可ヲ受クルノ遅ナキトキハ事由ヲ具シ其旨届出ヘシ

第二十二条 場長又ハ所長及其ノ他ノ職員族籍氏名ヲ変更シラルトキハ遅滞ナク知事ニ届出ヘシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年四月三十日訓内乙第五十三号県立水産試験場職制同年七月一日訓内乙第七十九号県立地方測候所職務章程同四十年七月一日訓第二〇九号県立水産試験場処務規程同四十一年五月二十四日訓令第一四号県立農事試験場規程ハ之ヲ廃止ス

〔大正5年12月22日 和歌山県令第51号〕

和歌山県工業試験場使用料手数料徴収規程

第一条 綿子ル營業者(製織業者、捺染業者、販売業者)ハ輸出向捺染綿子ル及更紗類ノ 標本製造ヲ工業試験場ニ委託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ手数料トシテ原料及消耗品ノ実費ヲ納付スヘシ

第二条 綿子ル營業者ハ工業試験場製造ノ標本ニ依リ三百反以内ノ捺染加工ヲ工業試験場ニ委託スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ委託者ハ捺染用材料(型ロール、糊、染料、薬品類) 燃料及職工人夫ヲ提供シ且技術ノ難易製品ノ種類ニ応シ一反ニ付金五拾銭以下ニ於テ知事ノ定ムル所ノ手数料ヲ納付スヘシ

第三条 捺染業者ハ工業試験場製造ノ標本ニ依リ工業試験場ノ差支ナキ限り其ノ設備ヲ使用シ自己ノ捺染用材料及職工人夫ヲ以テ三百反以内ノ捺染加工ヲ為スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ機械使用料トシテ一反ニ付金貳銭ヲ納付スヘシ

第四条 工業試験場製造以外ノ標本ト雖工業試験場ニ於テ海外ノ信用ヲ失ヒ又ハ地方物産ノ声価ヲ毀損スルノ虞ナシト認メタルモノハ前二条ノ規定ヲ準用ス

〔大正6年1月12日 和歌山県告示第10号〕

和歌山県工業試験場業務規程

第一条 工業試験場ハ染織工業ノ改善発達ヲ図ルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ行フモノトス

- 一、 図案ノ調製及配布
- 二、 輸出向捺染綿布ノ標本調製
- 三、 前号ノ標本ニヨル試完品ノ委託加工
- 四、 流行色標本ノ調製及配布
- 五、 染料薬品類ノ試験及鑑定
- 六、 一班染織技術ニ関スル質問応答及其ノ実地指導

前項第一号ノ図案ニ限り別ニ定ムル処ノ規程ニ從ヒ染織工業以外ノ図案ト雖モ之ヲ調製ヲナスモノトス

第二条 工業試験場ハ染色業ニ関スル職工ヲ養成スル為見習生ヲ入場セシメ其ノ技術ヲ練習セシムルコトアルヘシ

〔大正6年4月2日 和歌山県告示第11号〕

輸出綿織物ノ検査□行フ為和歌山県輸出綿織物検査所ヲ和歌山市ニ置ク

大正六年四月二日

和歌山県知事 鹿子木 小五郎

〔大正6年4月13日 和歌山県告示第14号〕

和歌山県輸出綿織物検査規則

第一条 本県ニ於テ生産シタル輸出綿織物ハ本則ニ依リ和歌山県輸出綿織物検査所ノ検査ヲ受クヘシ

第二条 本則ニ於テ輸出綿織物ト称スルハ左記種類ノモノヲ云フ

- 一 輸出起毛綿織物
  - 白平ネル 白綾ネル 色無地ネル
  - 藍棒ネル 英ネル 裏違ネル
  - 縞ネル 其ノ他類似品
- 二 輸出不起毛綿織物
  - 寧坡布 柳條布 華緞

第三条 輸出綿織物ハ検査ヲ受ケシテ之ヲ県外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四条 検査終了後整理其他ノ加工ヲ施シタルトキハ検査ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

前項ニ依リ再検査ヲ受ケントスルモノハ他ノ受検品ト区分シテ之ヲ差出スヘシ

第五条 輸出綿織物ノ検査ヲ受ケントスル者ハ現品ニ第一号書式ノ検査申請書及別ニ定ムル検査手数料ヲ添へ執務日ノ正午時迄ニ和歌山県輸出綿織物検査所ニ差出スヘシ

前項ノ時限ハ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

第六条 受検品ハ每反碼置ミトナシ差出スヘシ

## 8 規則・規程等

〔大正5年4月11日 和歌山県訓令第11号〕

農事試験場水産試験場工業試験場農事講習所原  
蠶種製造所地方測候所職員ノ職務及服務規程

第一条 場長又ハ所長及其他ノ職員ハ官吏服務規律ヲ遵奉

スルノ外其ノ職務及服務ニ関シテハ本規程ノ定ムル処ニ  
依ルヘシ

第二条 場長又ハ所長ハ法令ニ遵ヒ知事ノ指揮監督ヲ承ケ  
其ノ事務ヲ掌理シ所部ノ職員ヲ統督スヘシ

第三条 技師又ハ技手ハ場長又ハ所長ノ指揮ヲ承ケ担当ノ  
事務ヲ処理スヘシ

第四条 農事講習所ノ舎監ハ寄宿講習生ノ指導監督ニ任シ  
且之ニ関スル事務ニ従事スヘシ

第五条 書記ハ場長又ハ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務会計ニ従事  
スヘシ

第六条 場長又ハ所長事故アルトキハ上席ノ技師又ハ技手  
其ノ職務ヲ代理スヘシ

第七条 場長又ハ所長ハ所部職員ノ進退賞罰ニ関シ意見ヲ  
知事ニ内申スルコトヲ得

第八条 場長又ハ所長ハ諸規定ノ制定並改廢ニ関シ意見ヲ  
知事ニ具申スルコトヲ得

第九条 場長又ハ所長ハ所屬ノ經費予算又ハ農事講習所ニ  
於ケル学級ノ編制生徒ノ募集農事試験場見習生水産試験

場講習生ノ募集ニ関シ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得  
第十条 場長又ハ所長及其ノ他ノ職員各主管事務ニ関シ意

見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

第十一条 場長又ハ所長ハ左記各号ノ事項ニ関シ知事ノ許  
可ヲ受クヘシ

一、 処務細則ノ制定又ハ改廢ニ関スル件  
二、 自己ノ県内及県外出張ニ関スル件但即日帰場又ハ帰  
所ノ場合ヲ除ク

三、 職員ノ県外出張ニ関スル件  
四、 助手ノ任免ニ関スル件

五、 委託試験又ハ委託栽培ニ関スル件  
六、 農事講習所講習生ノ懲戒処分若ハ研究生ノ退学処分  
又ハ農事試験場見習生水産試験場講習生ノ退場処分  
ニ関スル件

七、 農事講習所ノ臨時休業ニ関スル件但シ急迫ニシテ指  
揮ヲ待ツノ違ナキトキハ決行後速ニ報告スヘシ

八、 其ノ他重要ナル事項  
第十二条 場長又ハ所長ハ法令及前条ニ定メラルモノ、外  
其ヲ専行スルコトヲ得

第十三条 場長又ハ所長ハ毎年度事業ノ計画ヲ定メ前年度  
三月十日迄ニ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十四条 場長又ハ所長ハ毎年度ノ業務行程ヲ翌年度五月  
十日限り知事ニ報告スヘシ

第十五条 左記各号ノ場合ハ場長又ハ所長ニ於テ知事ニ報  
告スヘシ

一、 天災事変ニ遭遇シタルトキ  
二、 職員ノ軍事召集アリタルトキ  
三、 農事講習所講習生研究生ノ入学又ハ農事試験場見習

生水産試験場講習生ノ入場ヲ許可シタルトキ  
四、 農事講習所講習生研究生又ハ農事試験場ノ見習生水  
産試験場講習生力退学又ハ退場シ若ハ死亡シタルト  
キ

五、 農事講習所ニ於テ講習生又ハ研究生ノ修学旅行ヲナ  
シタルトキ  
六、 職員ニ県内出張ヲ命シタルトキ但即日帰場又ハ帰所  
ノ場合ヲ除ク

第十六条 場長又ハ所長出張シタルトキハ其ノ都度復命書  
ヲ知事ニ提出スヘシ  
場長又ハ所長ハ所部職員ノ出張復命書ニシテ報告ノ必要  
アリト認メタルモノハ其ノ都度知事ニ報告スヘシ  
第十七条 職員ハ場長又ハ所長ノ命ヲ受ケ宿直ヲ為スヘシ  
宿直ニ関スル細則ハ場長又ハ所長ニ於テ之ヲ定ムヘシ  
第十八条 場長又ハ所長転任休職退職ノ際ハ文書器具機械  
及其ノ目錄並重要ナル事項ノ演述書ヲ依リ後任者又ハ上  
席ノ職員ニ引継クヘシ  
場長又ハ所長死亡シタルトキハ當時ノ現在ニ由リ前項ニ準  
シ上席ノ技師又ハ技手後任者ト共ニ記録ヲ調製スヘシ  
第十九条 場長又ハ所長及其ノ他ノ職員出勤シタルトキハ  
直ニ自ラ出勤簿ニ捺印スヘシ  
出勤簿ハ場長又ハ所長ニ於テ日々之ヲ檢閲シ出張疾病遲  
参等ノ事由ヲ明ニスヘシ  
第二十条 場長又ハ所長及其ノ他ノ職員疾病ニ依リ欠勤セ  
ントスルトキハ場長又ハ所長ニアリテハ知事ニ其ノ職員  
ニアリテハ場長又ハ所長ニ届出ヘシ但疾病ニ依リ欠勤七

## 9 年 表

凡例

- ・ <>は県外一般事項を示す。
- ・ 明治5年12月3日以前の年月日は、太陰暦で表示した。
- ・ 月日、日が不明な事項は、それぞれ年、月の最後尾に配置した。
- ・ 出典について  
 特に出典の記載がない事項は、「年表一和歌山県政史付録（参考文献7）」か、「和歌山県政史第四巻（参考文献9）」または「和歌山県政史第五巻（参考文献10）」の巻末年表にもとづく。  
 出典を示す番号は、巻末の参考文献一覧の番号。「法」は国立国会図書館日本法令索引、「官」は官報、「県」は県報、「友」は県民の友、「HP」は県ホームページ、「聞」は新聞記事、「刊」は業務年報等当センター刊行物、「内」は公文書その他の所内の文書による。  
 その他必要に応じて《》内に出典を記す。

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1869	明治	2		1 4 6 6 10 11	藩が兵制改革を実施する（日本最初の徴兵制） 和歌山商会所が和歌山本町1丁目に設立される 版籍を奉還する 紀州藩が和歌山、田辺、新宮の3藩となり、和歌山藩主茂承が知藩事に、津田出が大参事となる 洋式兵練の教師としてドイツ人カッペンを招く 和歌山藩庁を和歌山城砂の丸に開く	
1870		3			西洋沓伝習所を商会所附属施設として設立	15
1872		4		7 11 25	<廃藩置県の布告が出る>和歌山藩が和歌山県、田辺藩が田辺県、新宮藩が新宮県となる 和歌山、田辺、新宮の3県を廃止し、和歌山県を設置する 津田正臣、権令に就任する	
1872		5		1 25 5 8 12	県庁舎を城内砂の丸から西汀丁に移転する 北島秀朝、権令に就任する 初めての物産展示会を和歌山鷺ノ森で開催する <学制が発表される> <太陰暦を廃止し太陽暦を採用、3日をもって明治6年1月1日とする>	
1873		6		1 1 10	北島秀朝、県令に昇任する <徴兵令が公布される> 神山郡廉、権令に就任する	
1874		7		10	神山郡廉、県令に昇任する	
1875		8			平松靴製造所創立	20
1876		9		3 7 12	<廃刀令が公布される> 和歌山織工所（綿ネル）が創業される 県庁舎が西汀丁に落成する この年、木炭、漆器、茶等の業者の組合ができる	
1877		10		2 8	<西南戦争がはじまる> <東京で第1回内国勸業博覧会が開催される>	
1878		11		9	四十三国立銀行が和歌山中ノ店で創業する	
1879		12		3 5	初めて県会議員選挙を執行する 初めて県会を開会する	
1881		14		4	和歌山商法会議所が設立される	
1883		16		4 10	<日本銀行が開業する> 松本鼎、県令に就任する	
1884		17		11 12	<同業組合準則（農商務省達第37号）> 和歌山市海部名草二郡綿フランネル織営業組合設立 和歌山織工（紅）所が閉鎖される	28 32 39
1885		18		5	<府県制が公布される> 綿フランネル織営業組合の経営による染色（色染）講習所が九番丁に開設される	32
1886		19		7	<地方官制が公布され、県令を知事と改称する>	
1888		20			この年、和歌山紡績株式会社が創立される	
1888		21		4	<市制町村制が公布される> 染色講習所閉鎖	32

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1888	明治	21			この年、除虫菊の栽培が始まる	
1889		22		2 11 4 1 12 26	<大日本帝国憲法が公布される> 市制、町村制の施行により、和歌山区を市とし、1市228町村1組合となる 石井忠亮、知事に就任する	
1890		23		5 17 11 25	<府県制、郡制が公布される> <第1回帝国議会在が招集される> 和歌山織物組合が設立される	27
1891		24		4 9	千田貞暁、知事に就任する	
1892		25		1 15	沖守固、知事に就任する	
1894		27		8 1	<日清戦争が始まる>	
1895		28		4 17 4	<日清講和条約が調印される> 紀陽貯蓄銀行（紀陽銀行の前身）が創業する	
1897		30		4 7	久保田貫一、知事に就任する	
1898		31		7 8 18 10 8	和歌山商業会議所が発足する 黒江町立漆器徒弟学校設立 野村政明、知事に就任する 県会議事堂が一番丁に竣工する《旧和歌山県会議事堂パンフレット》 この年、紀州染織学校が設立される	23
1899		32		4 7 6 11	小倉久、知事に就任する 湯浅醤油醸造同業組合が設立される 黒江町立漆器徒弟学校を黒江町立漆器学校と改称 文部省の認可を受け紀州ネル同業組合立紀州染織学校を設立。県はこれに補助金を交付した。 黒江意匠会設立	23 47 23
1900		33		3 7 10 25 11 25	<重要物産同業組合法> 椿菜一郎、知事に就任する 紀和鉄道が全線開通する	法
1901		34		7 8	黒江漆器同業組合が設立される 物産陳列場を和歌山城内に開設する 岡崎鉄工所創業	3
1902		35		5	紀州染織学校廃校	47
1903		36		3 21 6 29 10	南海鉄道、難波一和歌山市間が全線開通される 清棲家教、知事に就任する 紀州ネル同業組合が設立される	
1904		37		2 10	<日露戦争が始まる>	
1905		38		9 5	<日露講和条約が調印される>	
1906		39		12	和歌山市に電話交換局が設置される 県に染織技術員を置き、各群市の当業者に対して実地指導を行い、短期講習会を開催し、染織に関する知識、実技の普及につとめる。	47
1907		40		1 11 7	伊沢多喜男、知事に就任する 紀州醤油同業組合が設立される	
1908		41			産業奨励方針樹立のための大規模な産業調査に着手	3
1909		42		7 30	川上親晴、知事に就任する	
1911		44		9 4 12	川村竹治、知事に就任する 蚕業取締所を設置する 清酒研究所（和歌山市・海草郡・酒造組合付属）	26
1912		45		6 7 30	染織業取締規則を制定する <明治天皇が崩御され、大正と改元する>	
1913	大正	2		3 30	和歌山県産業奨励方針調査書 湯浅醤油醸造試験場（湯浅醤油組合立）	3 26
1914		3		3 4 6 9	綿ネル輸出協会設立 県立工業学校を創立する 鹿子木小五郎が知事に就任する	19

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1914	大正	3		7 28	<第1次世界大戦が始まる> 和歌山製革同業組合設立	20
1915		4 11	和歌山商業会議所による工業試験場設置の建議			19
1916		5 1 19 4 1 11 9 12 22	和歌山県立工業試験場設立の件が農商務省より認可される。 和歌山県工業試験場設立（県庁構内） 「農事試験場水産試験場工業試験場農事講習所原蚕種製造所地方測候所職員ノ職務及服務規程」が制定される。 和歌山市本町九丁目に庁舎新築を起工する。 「和歌山県工業試験場使用料手数料徴収規程」が制定される。	9 11	<工場法が施行される> 和歌山県輸出綿織物検査所の設置を県会が議決	官 刊 県 聞 3 県
1917		6 1 12 3	「県工業試験場業務規定」が制定される。 庁舎が竣工し、工務、図案、庶務の3部を置く。	4 2 13 11 12 17	和歌山県輸出綿織物検査所設立（県庁構内） 和歌山県輸出綿織物検査規則 <ロシア革命> 池松時和、知事に就任する	県 刊 県 県 19
1918		7		3 11 7 27	和歌山県輸出綿織物検査所が業務を開始 和歌山皮革同業組合設立 <この年、スペインかぜが大流行する>	3 20
1919		8		4 6 28 6 7 4 8 9 9 26	県物産陳列場を廃止し県産業博物館を設置する <ベルサイユ講和条約が調印される> 日本輸出綿織物同業組合連合会（綿同連）が設立され、紀州ネル同業組合が綿同連和歌山支部となる 伊都再織同業組合設立 <政府が輸出綿織物取締規則と検査標準を制定> <政府が農商務省工務局長の依命通牒による検査規定を制定>	21 22 28 28
1920		9 3 31	試験場を廃止し、その敷地・建物・業務を「輸出協会」に移管する。	2 3 3 31 7	小原新三、知事に就任する 和歌山県輸出綿織物検査所を廃止し、その建物と設備を連合会和歌山支部検査所として使用するため、紀州ネル同業組合に無償貸与する。 県酒造組合連合会が設立される	11 県 刊
1921		10		2 5	県産業博物館を県商品陳列場と改称する 黒江漆器同業組合が紀州漆器同業組合と改称	31
1923		12		6 6 9 1	佐竹義文、知事に就任する <関東大震災が起こる>	
1924		13		4 6 24 7	紀州ネル同業組合が和歌山県織物同業組合と改称 長谷川久一、知事に就任する <メートル法が施行される>	21
1925		14	染色試験場の設置か？（染色試験費）	3 30 4 1	<重要輸出品工業組合法> 勸業費に染色試験費が新設される。	法 12
1926		15	和歌山県醸造研究所を設置する（県庁内）	12 25	<大正天皇が崩御され、昭和と改元する>	26
1927	昭和	2 2	県醸造研究所が和歌山市一番丁に完成する。	3 22 3 5 17 11 7	清水徳太郎、知事に就任する <金融恐慌が始まる> 宮脇梅吉、知事に就任する 野手耐、知事に就任する	26
1928		3		3 25	<日本輸出綿織物工業組合連合会（綿工連）設立>	28

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1929	昭和 4	4 1	県醸造研究所を県商工水産課付属染色部と合併して県工業試験場とし、庶務、醸造の2部を和歌山市一番丁に、染色部を和歌山市七番丁に、海草郡黒江町船尾（現海南市船尾）125の旧黒江町立漆器学校跡に漆器部を置く。			12 県刊
					<4月～5月、綿同連と綿工連の間で検査の統一と連絡が図られ事実上の合体がなされる> 7 5 友部泉蔵、知事に就任する 8 3 和歌山織物工業組合が設立される 10 24 <ニューヨーク株式市場大暴落、世界恐慌はじまる>	28 27 19
1930		5		8 26 蔵原敏捷、知事に就任する 9 <この頃、米価、生糸が大暴落する>		
1931		6		3 和歌山商工会議所が新築完成する 4 2 <工業組合法> 9 18 <満州事変が起こる> 12 18 唐沢俊樹、知事に就任する		
1932		7 4	和歌山市七番丁に機織部を増設する。	3 1 <満州国が誕生する> 5 15 <5.15事件が起こる> 6 28 清水良策、知事に就任する 11 県物産販売幹旋所を東京と大阪に設置する		刊
1933		8		3 8 和歌山製革工業組合設立 9 12 紀州織物工業組合設立		20 22
1934		9		4 木材検査規則を施行する 6 除虫菊検査規則を施行する 9 21 室戸台風が来襲し、死傷者465人を出す 11 10 藤岡長和、知事に就任する 11 県営紀ノ川、有田川貯木場を設置する 和歌山県木竹工芸伝習所を設置する《林業試験場要覧》		
1935		10		5 県商品陳列所を廃止し、県物産販売幹旋所を設置する		
1936		11		2 26 <2.26事件が起こる> 4 1 林業試験場を高池町（古座川町）に設置する。木竹工芸伝習所は林業試験場木工部となる。《林業試験場要覧》 22 吉永時次、知事に就任する		◇
1937		12		4 県物産販売幹旋所奉天支所を設置する 7 7 <日華事件が始まる>		
1938		13 4 9 11	和歌山市宇須139に新庁舎の建築に着工する。 応用化学部を設け染色部に併置する。	3 県庁舎が和歌山市小松原通り1丁目に落成する 4 1 <国家総動員法> 4 県物産販売幹旋所天津支所を設置する 8 丸善石油下津製油所が操業を開始する 10 1 県機械工養成所を設置する		刊 刊
1939		14 2 23 3 4 1 5	鉄筋コンクリート造三階建本館が竣工する。 庶務部、染色部、応用化学部、醸造部の移転を完了する。 組織を改正し、庶務課、色染課、醸造課、漆工課、機織課、応用化学課の6課とする。 宇須新庁舎の工場棟及び付属建物が竣工し、機織課が移転を完了する。	1 1 県機械工養成所を機械工訓育所と改称する 11 清水重夫、知事に就任する 5 11 <ノモンハン事件が起こる> 7 <和歌山市立皮革工業研究所設立> 9 3 <第2世界大戦が始まる>		県 刊 刊 刊 20

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1939	昭和 14	11 26	商工大臣代理以下の臨場を得て竣工式を挙行する。翌 27 日、業者及び関係者を招待して場内見学を実施する。	10	<物価統制令が施行される>	刊
1940	15	4 1	漆工課が分離し、県漆器試験場として独立する。	9 10 15 11	<日独伊 3 国同盟が成立する> 今松治郎、知事に就任する 県物産販売斡旋所が上海特別市に駐在員をおく	県
1941	16			3 4 5 10 20 12 8 12	県物産販売斡旋所を廃止する <国民学校令が施行され、小学校が国民学校と改称される> 東亜燃料工業和歌山工場が操業を開始する 広瀬永造、知事に就任する <太平洋戦争が始まる> <物資統制令が公布される>	
1942	17	4 4	県林業試験場木工部（西牟婁郡朝来村熊野林業学校内）が、県漆器試験場木工部となる。	7	大日本油脂和歌山工場（花王石鹼）が創業を開始する 住友金属和歌山製鉄所が操業を開始する	県
1943	18			1 9 7 10 12	県機械工訓育所を県機械工養成所と改称する <学徒勤労動員が始まる> 県庁が土曜日終日勤務となる <学徒出陣が始まる>	県
1944	19	3 31	県漆器試験場木工部が廃止となり、漆器試験場本場内へ吸収される。	8 1 1 8	小林千秋、知事に就任する 和歌山県織物統制組合が設立される 学童集団疎開が始まる	県 27
1945	20	1 11 10 18	県工業試験場に県漆器試験場、県立機械工養成所を合併し、県戦時工業指導所とする。総務部、繊維部、金属部、化学部、木工部、機械工養成部の 6 部制とする。  終戦にともない和歌山県工業指導所と改称し、庶務課、繊維部、木工部、食品部、化学部、機械工養成部の 1 課 5 部とする。	2 1 8 15 9 10 27	県立戦時生産技術者養成所を設置する <終戦詔勅の玉音放送が行われ、太平洋戦争が終わる> <ミズーリ艦上で降伏文書に調印する> 占領軍による和歌山軍政部が設置される 小池卯一郎、知事に就任する	県 県 県
1946	21	2 21 12 16	組織を改正し、庶務課、繊維部、木工部、食糧加工部、化学部、醸造部、機械工養成部の 1 課 6 部とする。  組織を改正し、庶務課、繊維部、木工部、食品部、化学部、機械部の 1 課 5 部とする。	1 25 2 6 8 10 11 3 11 12 21	金井正夫、知事に就任する <預貯金が封鎖され、新円が発行される> 川上和吉、知事に就任する 県商工経済会が廃止され、社団法人和歌山県商工会議所が発足する <日本国憲法が公布される> <商工協同組合法> 南海道大地震で県下に甚大な被害を受ける	県 法 県 刊
1947	22			2 2 4 15 4 5 3	高橋良麿、知事に就任する 小野真次が初の公選知事に当選する 6・3 制教育が始まる <日本国憲法、地方自治法が施行される>	

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1947	昭和 22	10 1	県漆器試験場を県工業指導所から分離設置する。	6	天皇陛下が和歌山、海南市、田辺市に行幸される(7日～9日)	27
				8 3	和歌山県織物工業協同組合が設立される 和歌山県漆器商工業協同組合が設立される	
1948	23			4	県立医学専門学校が医科大学に昇格する	
				10	漆芸公共職業補導所を海南市に設置する	
1949	24	7 16	和歌山県工業試験場と改称する。	5	和歌山師範学校、和歌山青年師範学校、和歌山経済専門学校を統合し、和歌山大学が設置される ＜通商産業省が設置される＞	法
				6 1	＜中小企業等協同組合法＞	
				8	＜シャープ勧告（日本税制報告書）が提出される＞	
				9 13	和歌山県製革事業協同組合が設立される	20
1950	25			6 25	＜朝鮮戦争が起こる＞	20
				12	＜地方公務員法が公布される＞ ＜和歌山市立皮革工業研究所の機能再開＞	
1951	26			4 30	知事選挙、小野真次が再選される	
				9 8	＜サンフランシスコ平和条約が調印される＞	
1952	27	4 24	組織を改正し、庶務課、繊維部、染色部、木工部、食品部、化学部、機械部の1課6部とする。			県刊
				4	＜連合軍総司令部の解消が発表される＞	
1953	28			7	＜朝鮮戦争の休戦協定が調印される＞	
1954	29			5	＜地方交付税法が公布される＞	県刊
		7 20	組織を改正し、新たに次長を設け、総務課、繊維部、染色部、木材工業部、食品部、化学部、機械金属部の1課6部とする。			
1955	30			4 23	知事選挙、小野真次が3選される	
1957	32			4	田辺公共職業補導所を開設する	
1958	33	3	化学部に皮革研究部門を設け、専任技師を置く。			刊
				7	公共職業補導所（和歌山、田辺）を職業訓練所と改称する	
				11	経済センターが和歌山市汀丁に完成する	
1959	34			1	県中小企業相談所、中央物産販売斡旋所を経済センター内に設置する	
				4 23	知事選挙、小野真次が4選される	
				6	紀ノ川工業用水道事業が完成する	
1960	35			8 1	県が財政再建準用団体の指定を受ける	
				12	紀ノ川貯木場（和歌山市土入川河口部）が完成する	
1961	36	5 2	組織を改正し、主任研究員の職を新たに設ける。総務課、繊維部、染色部、化学部、食品部、木材工芸部、木材加工部、機械金属部の1課7部とする。			県刊
				8	県開発公社を設立し、総務、業務、工務の3課をおく	
				9 16	第2室戸台風が来襲する	
				10	県商工会連合会が設立される	
1962	37	11	県漆器試験場が新築移転の準備のため仮庁舎（漆器組建物内）へ移転する。《漆器試験場要覧》	3 13	薬事指導所を県庁内に設置する《薬事指導所要覧》	
				5	＜天皇后両陛下が県下に行幸啓される（21日～25日）＞	
1963	38	7 8	県漆器試験場新庁舎（海南市船尾226-2 県漆器センター）が竣工する。《漆器試験場要覧》	3	県財政の再建を完了する	
				4 17	知事選挙、小野真次が5選される	
				10 3	県漆器試験場が新庁舎へ移転する。《漆器試験場要覧》	

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1964	昭和 39			3 4 10 1 10	和歌山県長期総合計画を策定する <国立和歌山工業高等専門学校が御坊市に創立される> <東海道新幹線が営業を開始する> <オリンピック東京大会が開催される(10日～24日)>	
1966	41	8	和歌山市雄松町3丁目に皮革研究室を新築する。	10 11	公害防止条例を制定する 和歌山公共職業訓練所が和歌山市小倉に完成し移転する	刊
1967	42	4 8 29	和歌山市小倉60番地に建設していた工業試験場新庁舎が完成し移転する。 組織を改正し、技監、副部長の職を新たに設ける。総務課、繊維部、染色部、化学部、食品部、木材工芸部、木材加工部、機械金属部、皮革部の1課8部とする。	3 4 15 22 23 4 11	和歌山南港(木材港)の貯木場、工業用地が完成する 知事選挙、大橋正雄が当選する 小野真次が知事を退任する 大橋正雄、知事に就任する 県中小企業総合指導所を設置 <国立和歌山工業高等専門学校が御坊市に完成する>	9 県刊
1968	43	9 10	組織を改正し、総務課に庶務係と管理係を置く。	4 2 6 8 8 29	南紀白浜空港が完成し、白浜-東京間に定期航空路が開設される 県立田辺高等技能学校を開設する 県公共職業訓練所を和歌山高等技能学校と改称する 各地方事務所、農林事務所、県税事務所を総合し、県下7カ所に県事務所を設置する	県
1969	44			3 31 4 5 31 11 21	第2次長期総合計画を策定する 県立新宮高等技能学校を開設する <新全国総合開発計画が閣議決定される> <アポロ11号で人類が初めて月面に立つ>	
1970	45	8	組織を改正し、専門研究員の職を新たに設ける。	3 14 6	<日本万国博覧会が開幕する(～9月13日)> 海南市に漆器団地が完成する	刊
1971	46			4 11 6 7 7 9 10	知事選挙、大橋正雄再選 和歌山・海南・下津・有田地域を石油コンビナート地帯に指定 財団法人県中小企業設備公社設立 <第一次田中内閣が成立> 黒潮国体夏季大会開幕(5～8日) 黒潮国体秋期大会開幕(24～29日)	9
1972	47	4 1	組織を改正し、専門技術員の職を新たに設ける。総務課(庶務係、管理係)、繊維部、染色部、化学部、食品部、木材工業部、機械金属部、高分子部、皮革部の1課8部とする。	11	内川環境整備マスタープランを決定	県刊
1973	48	8	技術情報業務を始める。	7	御坊田園工業都市建設構想の策定に着手	刊
1974	49	7 2	組織を改正し、企画員の職を新たに設ける。	3 9 4 5 25	フィリピン・ルバンゲ島で小野田寛郎救出される テレビ和歌山が開局 <伝統的工芸品産業の振興に関する法律>	法 県

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1974	昭和 49	7 26	組織を改正し、技術情報主任の職を新たに設ける。総務課を総務企画課に、皮革部を皮革分場に改め、総務企画課（庶務係、管理係）、繊維部、染色部、化学部、食品部、木材工業部、機械金属部、高分子部、皮革分場の1課7部1分場とする。	12 18	<岡山県水島の三菱石油製油所で重油大量流出事故発生>	県刊
1975	50			2 16 4 13 4 7 19 8 10 4 11 23	<三重県四日市市の石油コンビナートで石油タンク炎上> 知事選挙、大橋正雄三選 職員の職の区分を改正、主事補、技師補を廃止 <沖縄海洋博が開幕> 県中小企業設備公社を県中小企業振興公社と改称 知事大橋正雄、逝去 知事選挙、仮谷志良当選	9
1976	51			2 4	<ロッキード事件発覚>	
1977	52			4 1 16 17 8 7 10 21	薬事指導所を和歌山市湊 571-1 に移転整備《薬事指導所要覧》 天皇、皇后両陛下がご来県 第 28 回全国植樹祭の開催 <有珠山噴火> 第 3 次和歌山県長期総合計画（和歌山県長期総合福祉構想）の策定	○
1978	53			2 6 5 20 8 12 10 2	紀州漆器が通商産業大臣指定伝統的工芸品に指定《「伝統工芸青山スクエア」ウェブサイト》 <新東京国際空港（成田空港）開港> <日中平和友好条約調印> 国鉄紀勢本線の和歌山駅～新宮駅間の電化工事完成	○
1979	54			1 17 9 26 10 28	<第二次石油危機> 県議会開設 100 年記念式典 知事選挙、仮谷志良再選	
1980	55			7 19 21 9 9	<モスクワオリンピック開催（日本不参加）> 高野龍神スカイライン有料道路の供用開始 <イラン・イラク戦争>	
1981	56	7	マイコン利用技術業務を開始する。	9 25 29	(財) 和歌山社会経済研究所発足 技術交流プラザの発足	刊 37 37
1982	57			3 31	和歌山県産業構造長期ビジョン、和歌山県地場産業振興ビジョンの策定	
1983	58	6 1	組織を改正し、技監を総括専門員に改める。	10 30	知事選挙、仮谷志良三選	県
1984	59			2 14 6 30	和歌山大学新学舎の建設工事着工 和歌山地域地場産業振興センターの開館	
1985	60			6 7 11 15	<「半島振興法」制定> コスモパーク加太構想の策定	
1986	61			4 26 5 4 20 12 26	<チェルノブイリ原子力発電所事故> <東京サミット（先進国首脳会議）開催> 紀州漆器伝統産業会館の完成 第 4 次和歌山県長期総合計画（新世紀の国 21）の策定	
1987	62			1 27 4 1 18 5 7 8 31 10 19 25	<関西国際空港の建設工事着工> <国鉄民営化> 紀州筆笥が通商産業大臣指定伝統的工芸品に指定 和歌山マリーナシティ開発構想計画の作成 和歌山大学の統合移転完了 <ブラックマンデー（世界同時株安）> 知事選挙、仮谷志良四選	
1988	63			3 15	パソコン通信（Wave-Net）の運用開始	

西暦	年	月 日	当センター関係	月 日	県・その他	出典
1988	昭和 63			3 31	和歌山県長期総合計画第1次中期実施計画の策定 和歌山県リゾート開発基本構想及び、燦、黒潮リゾート構想の策定	県刊
		4 1	組織を改正し、総括専門員を総括研究員に、専門技術員を主任研究員に、技術情報主任を主任研究員（技術情報担当）に、専門研究員を主査研究員に、技師を研究員にそれぞれ改める。	10 20	日本文化デザイン会議 '88 熊野の開催	刊
		11	地域融合推進室を開設する。			
1989	64			1 7	<天皇崩御>	県刊
1989	平成 1	4	名称を「工業試験場」から「工業技術センター」に改め、その組織を総務課、情報企画部、繊維木工部、化学食品部、機械電子部、皮革分場の1課4部1分場とする。	4 27	名誉県民松下幸之助松下電器産業株式会社相談役が逝去	
				5 26	和歌山マリーナシティの建設工事着工	
				6 4	<北京天安門事件発生>	
				11 10	<ベルリンの壁崩壊>	
1990		2		4 1	黒潮ネットワークの運用開始	45
			再編整備に着手する。	6 3	<雲仙普賢岳で大規模な火砕流発生>	
				10 3	<東西ドイツ統一>	
				17	株式会社和歌山リサーチラボの設立	
1991		3		1 17	<湾岸戦争>	43
		3 18	和歌山テクノ振興財団が設立される。	3 18	和歌山県長期総合計画第2次中期実施計画の策定	37
				4	<バブル経済崩壊>	37
				10 27	知事選挙、仮谷志良五選	
				12 26	<ソ連崩壊>	
1992		4 4	組織を改正し、総務課、企画調整部、指導評価部、造形技術部、研究開発部、皮革分場の1課4部1分場とする。			刊
		9 30	研究交流棟が竣工する。			内
		11	研究交流棟5階に和歌山テクノ振興財団が事務所を設置、インキュベーター室7室を運営する。			43
1993		5		4 12	近畿大学生物理工学部の開学	
				7 31	きのくに志学館（図書館・文化情報センター・文書館）の開館	
				9 25	近畿自動車道と和歌山線（阪和高速道路）が全区間開通	
1994		6		3 31	和歌山県長期総合計画第3次中期実施計画の策定	
				7 8	近代美術館・博物館の開館	
				15	世界リゾート博開会（～9月25日）	
				8 3	海南インテリジェントパークの完成	
				9 4	<関西国際空港開港>	
1995		7		1 17	<阪神・淡路大震災>	内友
		1 25	新本館が完成する。	10 1	和歌山大学システム工学部創設	友
		10 26	工業技術センター実証棟の建設工事着工	11 5	知事選挙、西口勇当選	
1996		8		3 9	ジェット化した新南紀白浜空港が開港	友刊
		4	組織を改正し、総務課、企画調整部、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、皮革分場の1課5部1分場とする。	6 21	海南インテリジェントパーク内に（株）和歌山リサーチラボが完成、県産業情報センターが開所する。	友
		12 9	実証棟が完成し、再編整備が完了する。			内

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
1997	平成 9	1 14	再編整備完了並びに実証棟竣工記念式典を挙			刊
		4	組織を改正し、海南市船尾の漆器試験場を本センターに合併するとともにデザインセンターを新設し、総務課、企画調整部、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、漆器研究開発室、皮革分場、デザインセンターの1課5部1室1分場1センターとする。			刊
		10	海南市南赤坂 11 番地、和歌山リサーチラボ内に、和歌山県デザインセンターを開設する。	7 20	和歌山ビッグホエールオープン	友刊
1998	10			2	わかやま 21 世紀計画	HP
		11 29	国際繊維シンポジウム開催 (11/29-12/2)	12 2	「県民交流プラザ和歌山ビック愛」オープン	友
1999	11			4 28	ジャパンエキスポ南紀熊野体験博開会 (～9月19日)	友
				9	(財) 県中小企業振興公社を中心に「わかやま地域産業総合支援機構 (らいぼ)」を創設	友
				10 31	知事選挙、西口勇二選	友
2000	12			9 3	知事選挙、木村良樹当選	HP
2002	14	4 1	組織を改正し、薬事指導所を本センターに統合して、総務課、企画調整部、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、漆器研究開発室、薬事開発部、皮革分場、デザインセンターの1課6部1室1分場1センターとする。			刊
2003	15	4 1	組織を改正し、企画総務部 (総務課、企画課)、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、漆器研究開発室、薬事開発部、皮革分場、デザインセンターの6部1室1分場1センターとする。			刊
2004	16			6	和歌山テクノ振興財団と和歌山県中小企業振興公社が統合され、わかやま産業振興財団となる。	43
				7 7	紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録される。	友
				8 8	知事選挙、木村良樹二選	友
2005	17			1	県立情報交流センター Big・U (田辺市) がオープン	友
		3 10	デザインセンターを和歌山市小倉 60 番地に移転する。			刊
		4 1	組織を改正し、皮革分場を本センターに統合して、企画総務部 (総務課、企画課)、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、薬事開発部、産業工芸部、皮革開発部、デザイン開発部の9部とする。			刊
				4	「和歌山県世界遺産センター」を設置	友
2006	18	4 1	組織を改正し、企画総務部 (総務課、企画課)、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、薬事開発部、工芸・デザイン部、皮革開発部の8部とする。			刊
				12 17	知事選挙、仁坂吉伸当選	HP
2007	19	4 1	組織を改正し、企画総務部 (総務課、企画課)、生活産業部、材料技術部、化学技術部、システム技術部、薬事開発部、工芸・デザイン部、繊維皮革部の8部とする。			刊
		6	中期計画 (第一期) を策定 (平成 19 年～平成 21 年度)			内
2008	20			3 26	新行政改革推進プランの策定	友
		4 1	生活産業部内に食品開発室を設置する。	4	和歌山県長期総合計画～未来に羽ばたく元気な和歌山～	HP
				9	和歌山県知的財産戦略	HP
2009	21			10 6	和歌山県新技術創出推進条例	HP

西暦	年	月日	当センター関係	月日	県・その他	出典
2009	平成 21	12	わかやま産業振興財団テクノ振興部が、和歌山市本町二丁目の財団本部へ移転する。これにともない、研究交流棟5階において財団が運営していたインキュベーター室も廃止となる。			43 内
2010	22	4 1	組織を改正し、企画総務部（政策調整課、技術企画課）、食品産業部、生活・環境産業部、機械金属産業部、化学産業部、電子産業部、薬事産業部の7部とする。  第二期中期経営計画（平成22年～平成26年度）	4 5 11 28	和歌山県産業技術基本計画を策定 知事選挙、仁坂吉伸二選	刊  友 HP 内
2011	23			3 11 5 22 9	<東日本大震災> 第62回全国植樹祭が田辺市で開催 紀伊半島大水害（台風12号）	友 友 HP
2012	24			8 3	近畿大学との間に包括的連携に関する協定を締結	友
2013	25			11 1	伝統的工芸品月間国民会議全国大会が海南市で開催される。	友
2014	26			11 30	知事選挙、仁坂吉伸三選	HP
2015	27	4 1	組織を改正し、企画総務部（政策調整課、技術企画課）、食品産業部、生活・環境産業部、機械産業部、化学産業部、電子・材料産業部、薬事産業部の7部とする。	9 26 10 24 10 12 22 12	第70回国民体育大会（わかやま国体）開催（～10/6）《同大会公式ウェブサイト》 第15回全国障害者スポーツ大会（わかやま大会）開催（～10/26）《同大会公式ウェブサイト》 第二次和歌山県産業技術基本計画 毎年11月5日を「世界津波の日」とすることを国連で議決 「みなべ・田辺の梅システム」が国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産に認定	刊  ◇ ◇ HP HP 友
2016	28	1 4 1 5 20	第三期中期計画を策定（平成27年～平成31年度） 工業試験場の創立から100周年をむかえる。 創立100周年記念、リニューアルセレモニー			内 内 内



## 現在の組織と職員



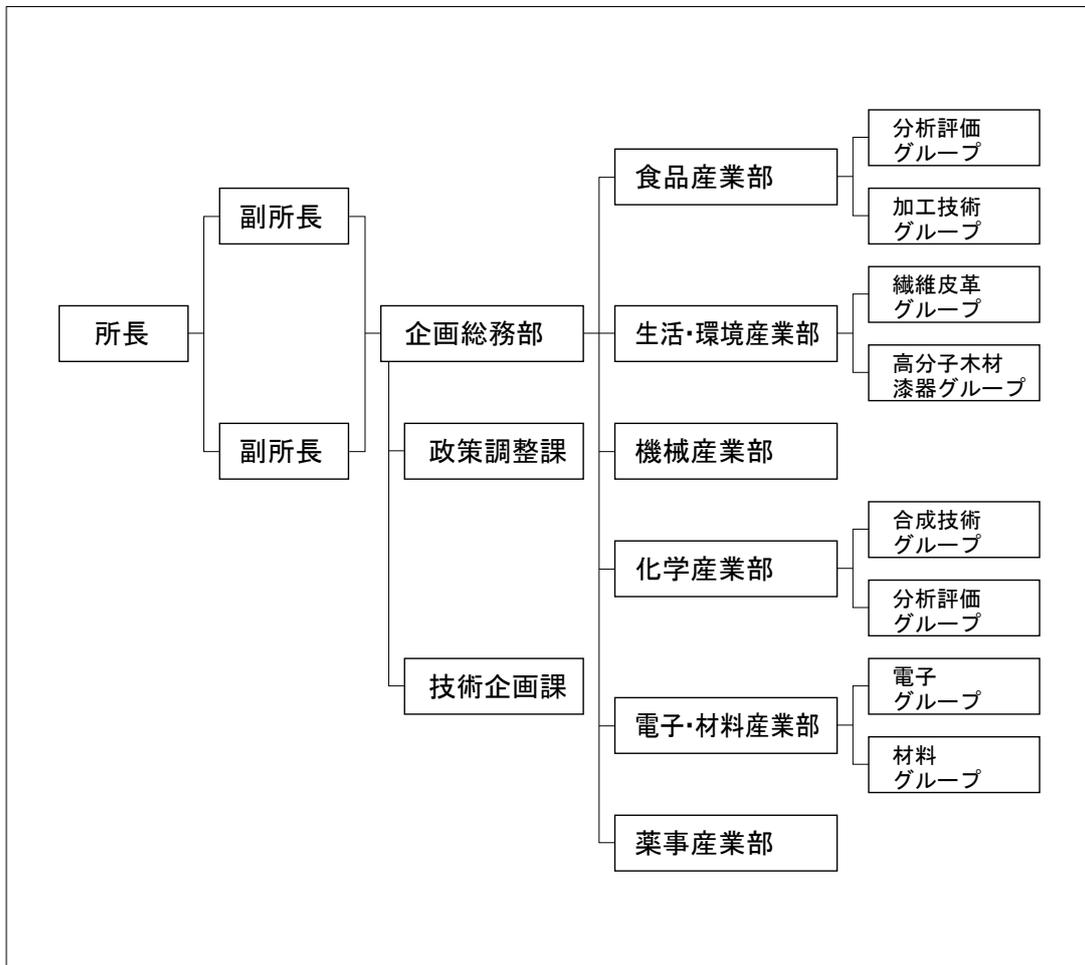
所 長 和坂 貞雄



副所長（事） 妹尾 好高



副所長（技） 高辻 渉





企画総務部



食品産業部



生活・環境産業部



機械産業部



化学産業部



電子・材料産業部



薬事産業部



## 参考文献

### 参考文献（第2章～資料編）

[県・市町村・商工会議所等による史書]

1. 和歌山県史 近現代史料五 和歌山県史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和54年3月20日
2. 和歌山県史 近現代史料七 和歌山県史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和57年3月15日
3. 和歌山県史 近現代一 和歌山県史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 平成元年8月31日
4. 和歌山県史 近現代二 和歌山県史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 平成5年3月31日
5. 和歌山県政史 第一巻 和歌山県政史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和42年3月31日
6. 和歌山県政史 第二巻 和歌山県政史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和46年3月1日
7. 年表一和歌山県政史付録 和歌山県政史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和46年3月1日
8. 和歌山県政史 第三巻 和歌山県政史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和43年3月31日
9. 和歌山県政史 第四巻 和歌山県政史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 昭和55年3月31日
10. 和歌山県政史 第五巻 和歌山県政史編さん委員会／編集 和歌山県／発行 平成14年3月31日
11. 和歌山県議会史 第二巻 和歌山県議会議務局／編さん 和歌山県議会／発行 昭和46年10月30日
12. 和歌山県議会史 第三巻 和歌山県議会議務局／編さん 和歌山県議会／発行 昭和49年3月25日
13. 和歌山市要 増補三版 和歌山市役所／編集兼発行者 昭和14年7月5日
14. 和歌山市要 増補五版 和歌山市長高垣善一／編集発行者 昭和40年3月22日
15. 和歌山市史 第3巻 和歌山市史編纂委員会／編纂 和歌山市／発行 平成2年11月30日
16. 和歌山市史 第8巻 和歌山市史編纂委員会／編集 和歌山市／発行 昭和54年3月31日
17. 和歌山市議会史 第二巻 和歌山市議会／発行 平成7年3月31日
18. 海南市史 第一巻 海南市史編さん委員会／編集 海南市／発行 平成6年6月15日
19. 和歌山商工会議所百年史 創立百周年記念出版委員会／編集 和歌山商工会議所／発行 昭和57年12月20日

[組合史等]

20. 和歌山県皮革産業界史 安藤清一／執筆者 和歌山県製革事業協同組合編纂委員会／編 和歌山県製革事業協同組合／発行 昭和48年4月1日  
発行
21. 和歌山県繊維産業界史 吉田昇三、安藤精一、殿井一郎／著 和歌山県繊維工業振興対策協議会／発行 昭和52年3月31日
22. パイル織物百年史 高野口パイル織物フェア記念誌記録委員会／編纂 紀州繊維工業協同組合／発行 昭和60年10月
23. 紀州漆器のあゆみ 和歌山県漆器商工業協同組合創立100周年記念誌編集委員会／編集 和歌山県漆器商工業協同組合／発行 昭和61年9月
24. 和歌山県建具事業協同組合40年史 和歌山県建具事業協同組合40年史編集委員会／編集 和歌山県建具事業協同組合／発行 平成3年3月  
31日
25. 海南地方家庭用品産業界史 海南地方家庭用品産業界史編さん委員会／編集 海南特産家庭用品協同組合／発行 平成元年5月
26. 和歌山県酒造史 和歌山県酒造史編纂委員会／編集 和歌山県酒造組合連合会／発行 平成11年1月23日
27. 和歌山県織物工業協同組合百年史 和歌山県織物工業協同組合／編集・発行 平成7年11月30日
28. 綿工連史 日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会／編集・発行 平成18年5月10日

[一般書籍]

29. 和歌山市商工人名録 瀧本貞太郎／発行兼編集 和歌山商業会議所／発行 大正9年4月30日
30. 和歌山県実業参考録 松本作蔵／編 実業公益社／出版 大正10年9月16日
31. 郷土史 和歌山県黒江商工学校長 引地廣吉／編集兼発行 昭和6年1月10日
32. 和歌山綿ネル業研究 和歌山高等商業学校産業研究部／著者 甲文堂書店／発行所 昭和13年1月10日
33. 和歌山赤十字病院創立六十周年 病院沿革抄 和歌山赤十字病院／発行 昭和40年
34. 紀州郷土藝術家小傳 貴志康親／著 国書刊行会／発行所 昭和50年3月5日
35. 和歌山赤十字病院八十年史 和歌山赤十字病院八十年史編さん委員会 和歌山赤十字病院／発行 昭和61年10月1日
36. 明治という国家 上 司馬遼太郎／著 日本放送出版協会／発行 1994年1月30日
37. 寒梅 花をつけしや 仮谷志良／著 株式会社ぎょうせい／発行 平成8年12月26日
38. 陸奥宗光とその時代 岡崎久彦／著 PHP 研究所／発行 2003年3月17日
39. 企業勃興と地域経済 高嶋雅明／著 清文堂出版株式会社 2004年3月20日
40. 萩原延壽集2 陸奥宗光上巻 萩原延壽／著 朝日新聞社／発行 2007年12月30日
41. 写真にみるあこのころの和歌山ー和歌山城（戦前）編 和歌山市立博物館／編集 和歌山市教育委員会／発行 平成22年1月5日
42. 写真にみるあこのころの和歌山ー市街電車編（戦前） 和歌山市立博物館／編集 和歌山市立博物館／発行 平成24年2月1日

[県・財団等の刊行物]

43. テクノウェーブ WAKAYAMA 創刊号・第3号・Vol.21 和歌山テクノ振興財団・わかやま産業振興財団／発行
44. 和歌山県立図書館郷土資料目録 和歌山県立図書館／編集発行 昭和58年
45. 和歌山県工業技術センター80年記念誌 和歌山県工業技術センター80年記念誌制作委員会／編集 和歌山県工業技術センター／発行 平成8年11月30日

[インターネットで閲覧可能な資料]

• 国立国会図書館デジタルコレクション

46. 第十二回京摂区実業大会紀年写真帖 佐々木米三郎／編集 和歌山県／発行 明治42年10月1日 info:ndljp/pid/801328
  47. 和歌山県産業奨励方針調査書 和歌山県／編 和歌山県／発行 大正2年3月30日 info:ndljp/pid/928977
  48. 和歌山県産業調査書 和歌山県／発行 昭和6年11月30日 info:ndljp/pid/1081123
  49. 和歌山酒造組合史 和歌山酒造組合／発行 昭和9年3月14日 info:ndljp/pid/1105044
  50. 非常時日本と人物 原静村／著 南海新聞社／発行 昭和10年8月25日 info:ndljp/pid/1023787
  51. 日本機械捺染史 明石厚明／編 日本捺染史刊行会／発行 昭和18年10月30日 info:ndljp/pid/1065340
- 国立国会図書館 帝国議会会議録検索システム
52. 第四十回帝国議会衆議院輸出綿織物検査所設置ニ関スル建議案委員会議録（筆記）第一回、第二回、第三回、第四回
- 名古屋大学学術機関リポジトリ
53. 機械工養成所・訓育所の成立過程に関する研究（職業訓練大学校紀要：B人文・教育編．v.14, 1985, p.41-62）田中萬年／著 職業訓練大学校／発行 1985年3月 <http://hdl.handle.net/2237/21970>
- 神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫
54. （個別の記事は省略） <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/>

※ 官報、和歌山県報、および当センター（前身の工業試験場を含む）発行の業務年報等は省略した。

#### 資料提供・協力者（敬称略、国公立機関・組合・個人・あいうえお順）

1. 国立大学法人 神戸大学 付属図書館
2. 大学共同利用機関法人 人間文科研究機構 国際日本文化研究センター
3. 国土交通省・国土地理院
4. 国立国会図書館
5. 和歌山県立文書館
6. 和歌山県立図書館
7. 和歌山市立博物館
8. 和歌山地方方法務局
9. 紀州漆器協同組合
10. 和歌山県織物工業協同組合
11. 和歌山県酒造組合連合会
12. 高嶋雅明（和歌山大学名誉教授）
13. 瀧本寛明

※ このほか、現地での聞き取り調査にご協力いただいた方々、その他の有益な情報提供やご助言をいただいた方々には、この場をかりてお礼申し上げます。なお、元職員等当センター関係者、県関係者については省略させていただきました。

これまでも、これからも



### 100周年記念ロゴ

平成28年度に創立100周年を迎えるにあたり、記念事業の広報などに用いるためのキャッチフレーズとロゴマークを、所内募集により作成した。

上記の標準的な形のほか、名刺などに小さいサイズで使用する際のバリエーションを追加した。

これまでも、これからも  
平成28年度 創立百周年



## 編集後記

当センターの前身である「和歌山県工業試験場」の創立から数えて100周年にあたる平成28年度、その締めくくりとして、ようやくこの記念誌を発行できる運びとなりました。

当センターでは平成8年度に「和歌山県工業技術センター80年記念誌」を発行しており、本記念誌作成の企画が始まった平成25年度から、基礎的な調査とあわせてその基本構想について検討を重ね、平成26年度末までには次の方針を定めました。

- 80年記念誌の続編をつくるのではない
- 80年記念誌との重複は避ける
- 当センターの将来へ向けたビジョンに重きをおく

平成27年度から執筆と編集にとりかかりましたが、その際に、「試験場」から「センター」へと組織のあり方を大きく転換した時点を節目とし、それぞれ、①地域産業とともに「未来へ歩むセンター」の姿を明らかにする。そのセンターの基礎となった、②「試験場」の失われようとしている姿を探り出し、遺産として将来へ残す。ことを心がけました。

そのため主に「工業技術センター」に関しては、近年におけるセンターの方針や代表的な研究成果等、およびその根拠となる我が国における科学技術政策と公設試の役割を中心に記述し、「工業試験場」に関しては、(おそらくは)戦中戦後の混乱によって史料が失われ、従来の沿革や80年記念誌では不明確な点が多かった創立当初～終戦直後の試験場の姿を中心に、現在のセンターへとつながる関連機関をも含めて記録しました。

本記念誌作成にあたっては調査・執筆・編集に細心の注意をはらいましたが、誤りや誤字、脱字、記載漏れなどがありましたら、どうかご遠慮なくご指摘いただければ幸いです。

最後に、この記念誌作成のためにご協力いただきました全ての方々へ心よりの感謝を表し、結びにかえさせていただきます。

創立100周年記念誌編集委員会

編集委員長 上野 吉史  
編集委員 片桐 実菜  
            解野 誠司  
            中村 允  
            由井 徹



WINTEC

未来に結ぶ技術の架け橋

和歌山県工業技術センター 創立 100 周年記念誌

(非売品)

編 集 和歌山県工業技術センター創立 100 周年記念誌  
編集委員会

発 行 和歌山県工業技術センター

発行日 平成 28 年 12 月 (第 1 刷)

平成 29 年 4 月 (第 2 刷 / PDF 版のみ)

印 刷 株式会社 和歌山印刷所

---

和歌山県工業技術センター

〒 649-6261 和歌山県和歌山市小倉 60 番地

電 話 073-477-1271

F A X 073-477-2880

U R L <http://www.wakayama-kg.jp/>